

平成 19 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 19 年 12 月 6 日（木曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

副理事(兼)選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開会

○議長 (阿部五一)

おはようございます。

平成 19 年も余すところ二十日ちょっとになりました。本日からことし最後の議会定例会が始まるわけでありますけれども、ここで、去る 11 月 28 日、逝去されました故伊藤功一郎議員の御冥福をお祈りいたしまして、黙祷を行いたいと思います。御起立をお願いをいたします。

(黙祷)

黙祷を終わります。どうぞお座りください。

これより平成 19 年第 4 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において昌浦泰已議員及び石橋源一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（阿部五一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 7 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 7 日間と決定いたしました。

○議長（阿部五一）

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 3 行政の報告

○議長（阿部五一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

諸般の報告をさせていただきますが、先ほど、皆さんとともに、伊藤功一郎議員の訃報に接し、私自身も本当に心から哀悼の意を表したいというふうに思っております。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

市議会第 4 回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し、厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、専決処分 1 件、人事 1 件、条例 4 件、補正予算 4 件、その他 2 件であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第 3 回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営関係ですが、公共交通につきましては、9 月に、西部地区にお住まいの方 700 名を対象として、西部バスにどのような思いを持っているかについて、アンケートを実施いたしました。

調査結果につきましては、11 月 29 日の説明会時に議員各位に配付いたしました。また、「広報たがじょう」12 月号及びホームページに掲載し、市民へ公表しております。

自立経営都市にふさわしい地域経営と行財政経営を目指す取り組みにつきましては、10 月 1 日に、地域経営アドバイザーとして、せんだい・みやぎ NPO センター代表理事の加藤哲夫氏と、行財政経営アドバイザーとして宮城大学名誉教授の天明 茂氏とアドバイザー契約を結びました。

10 月 23 日には、市役所 6 階会議室において、行財政経営アドバイザーの天明氏を講師に迎え、「志組織に向けて～組織にいのちを吹き込もう～」と題した、行政改革セミナーを開催いたしました。議員の皆様や行政改革推進委員にも御参加いただき、職員を含め 129 名の参加がありました。

また、11 月 28 日に、この本会議場において、こども議会を開催いたしました。市内の小学 6 年生 19 名が参加し、子供の視点から見た市政に対する質問が行われ、有意義な議論が交わされました。

次に、秘書関係ですが、11 月 1 日に開催いたしました多賀城市名誉市民顕彰及び市政功労者表彰式典につきましては、315 名の方々に御出席をいただき、名誉市民として、前市長鈴木和夫氏に顕彰状と名誉市民章を贈呈し、また、55 名の個人と 4 団体に表彰状及び感謝状を贈呈し、その功績をたたえるとともに、感謝の意を表しました。

次に、プロジェクト推進関係ですが、11月2日に東北学院大学と連携協力に関する協定を締結しました。これを契機に、同大学の協力を得ながら、さらなる行政サービスの質の向上を図ってまいります。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、多賀城市不当要求等への対応に関する規程を、7月30日に施行したことと、県内市町村で構成する宮城県行政対象暴力対策協議会が10月23日に設立されたことを踏まえ、11月19日に、宮城県塩釜警察署から講師を招き、係長以上の職員を対象として、不当要求への対応に関する研修を実施しました。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、10月6日に文化センターにおいて市民参画による地域づくりの理解、促進を図り、「これからの地域づくりを考えるシンポジウム」を開催し、市民約300名の参加がありました。

シンポジウムでは、地域経営アドバイザーの加藤哲夫氏の講演のほか、地域力を生かした町内会活動や、市民活動団体の取り組みを通して、地域活動の意義を考えるパネルディスカッションなどを行いました。

「歴史の道」詩都景観形成事業につきましては、歴史を生かしたまちづくりを進める市民活動団体とともに、歴史探索ツアーを10月27日と11月17日に開催し、延べ155名の参加がありました。

男女共同参画をテーマにした、地域づくりを促進するためのシンポジウムの開催に向けて、公募による市民7名で実行委員会を組織いたしました。11月18日には、文化センターにおいて第1回目の公開研修会を開催し、実行委員を含めて15名の参加がありました。

「市長と話そう気軽にちょっと茶っと」につきましては、今までは市役所ロビーで開催していましたが、9月は鶴ヶ谷児童館、10月は老人憩の家、11月は西部児童センターで開催し、これまで余り参加されていない若い年代の方の参加をいただきました。今後もより多くの皆様に参加いただけるよう努めてまいります。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全関係につきましては、交通安全関係団体の参加、協力のもと、9月21日から30日までの10日間、秋の交通安全市民総ぐるみ運動「飲酒・無謀運動二つめ作戦」を実施し、ドライバーに交通事故防止を呼びかけました。

防犯関係につきましては、全国地域安全運動期間に合わせて、10月11日から20日までの10日間、各地区防犯協会において、地域防犯パトロールを実施しました。運動期間初日の11日には、市及び防犯協会連合会並びに塩釜警察署との合同で、本年第2回目の多賀城駅周辺等一斉パトロールを実施し、各駅前駐輪場において、自転車、バイクの盗難防止を呼びかけました。

また、多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例の制定に向けて、10月23日に第3回目の策定会議を開催し、市民や策定委員からの意見等を踏まえて最終案を作成しました。

今定例会に同条例案を上程しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

消防関係につきましては、9月30日に、市役所と消防団詰所を結んでの無線運用訓練を兼ねた図上訓練を実施したほか、10月28日には、林野火災を想定して、多賀城政庁跡東側の市川字大畑地区において、消防ポンプ車による遠距離中継送水訓練を実施しました。

防災関係につきましては、10月14日夜に、山王地区において、市内では初めてとなる防災夜間避難訓練が実施されました。夜間避難時の安全確保や避難所生活の基本的事項を学ぶことを目的としたもので、地区住民 364 人の参加がありました。

また、10月14日には浮島地区、21日には高崎地区、伝上山地区及び東田中南地区、27日には志引地区、30日には黒石崎地区、11月4日には高橋北地区、10日には桜木中地区及び桜木南地区、11日には市川地区及び城南地区合同での地域防災訓練が実施されました。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、人権啓発活動地方委託事業につきましては、10月31日と11月1日に、市内各小学校の4年生を対象として、「人権の花運動」を実施いたしました。パンジーの苗の配布のほか、人権擁護委員から、お互いに助け合い、協力し合う気持ちや、優しさと思いやりの心を育てる話がありました。

環境教育につきましては、10月11日から13日にかけて、夢メッセみやぎにおいて開催されたエコプロダクツ東北2007の環境科学教室に、市内の小学生 574 名が参加しました。子供たちは大変興味を持ちながら、難しい実験にも意欲的に取り組み、科学の楽しさを実感していました。

次に、農政課関係ですが、稲作につきましては、ことしは日照時間が長く、昼と夜の気温差が大きかったことから登熟が進み、水稻作況指数は前年より3ポイント高い100となっております。

なお、品質は、11月21日現在の1等米比率が92.31%、出荷率は93.10%となっております。

平成16年度から市民協働事業として始めた農業用排水路整備につきましては、4年目を迎えた南宮地区、2年目を迎えた新田地区、また、本年度から新たに始めた八幡地区のいずれも、今年度分の整備は終了しております。

次に、商工観光課関係ですが、雇用対策につきましては、昨年11月に開設した多賀城市地域職業相談室について、この1年間の利用者は1万5,056名、就職件数が585件、うち、多賀城市民の方は411件となっております。

なお、月平均の就職件数は47人で、当初の事業見込みである月30件を大きく上回っております。

また、若者に対する就職支援につきましては、職業や就職にさまざまな悩みを持っている若者を対象とした、若者向け就職支援講座を11月27日から開催しております。

次に、観光関係につきましては、10月21日に、観光協会主催の第14回壺の碑全国俳句大会と多賀城茶会が、特別選者に女優の富士真奈美先生を迎え、文化センターで開催され、県内外から297名の参加がありました。

俳句の募集には、全国からの投句が737句、当日の囑目吟が89句、今回から設けられた小学生の部には1,081句もの俳句が寄せられました。

また、10月18日に、市役所前広場で25店舗の参加により、第25回たがじょう市民市が開催されました。古代米のもちが入ったやかもち鍋やボック鍋の無料試食会もあり、約1万2,000人の来場者で盛況のうちに終了しました。

「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」関連につきましては、来年開催の本キャンペーンに先立ち、10月から3カ月間、プレキャンペーンが開催されております。

10月17日に開催されました全国宣伝販売促進会議において、旅行会社やJR、マスコミ関係者約450名に対して、観光プレゼンテーションや地元産の古代米を活用した古代米酒、古代米ババロアの提供を行ったほか、政庁跡などの現地案内を行い、「史都 多賀城」の魅力をPRいたしました。

またあわせて、「美味し国・伊達な旅・家持万葉の路」をキャッチフレーズとして、万葉まつりなどの誘客イベントや歴史・文化資源をガイドブックなどにより、全国に向けて情報発信しております。

さらには、観光協会とJRとが連携して、プレキャンペーンの期間中に実施した「駅長オススメの小さな旅」には、名所・旧跡の散策や体験バスツアーに、市内外から116名の参加がありました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係ですが、11月末で3年間の任期が満了となりました民生委員・児童委員及び主任児童委員につきましては、今月3日に新たな委員の方に委嘱状の伝達を行いました。

なお、民生委員・児童委員につきましては、これまでより2名増の79名となっております。

次に、子ども福祉課関係ですが、耐震診断を行っていましたあかね保育所と鶴ヶ谷児童館につきましては、あかね保育所は耐震判定指標を満足している旨の結果を得ましたが、鶴ヶ谷児童館は指標を下回っているとの結果が出ましたので、今後、耐震改修に取り組んでまいります。

また、11月23日に人権啓発活動地方委託事業の一環といたしまして、児童虐待防止講演会を含む「子育てフェスティバル」を開催し、約450名の参加者がありました。

次に、健康課関係ですが、10月15日から10月29日まで、大腸がん検診を実施し、昨年より216名多い5,420名が受診しました。

また、食育基本法に基づく多賀城市食育推進プランにつきましては、11月2日に第1回多賀城市健康づくり推進協議会を開催し、計画策定に向けて議論を行いました。

次に、国保年金課関係ですが、10月1日の国民健康保険被保険者証等の一斉更新につきましては、昨年実施したアンケート結果を踏まえるとともに、個人情報保護の観点から、普通郵便から配達記録郵便に変えて交付いたしました。

次に、後期高齢者医療制度関係につきましては、保険料の負担凍結問題など、制度の見直しが行われたことなどにより、宮城県後期高齢者医療広域連合での事務も遅延している状況にありますので、進捗状況等につきましては、後日御報告させていただきます。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、木造住宅耐震診断等支援事業につきましては、合計で20件の申し込みがあり、17件が完了しております。また、木造住宅耐震改修工事等事業につきましては、6件の申し込みがあり、4件の工事が終了しております。

次に、多賀城駅周辺整備課関係ですが、連続立体交差事業関係につきましては、仮上り線の切りかえが12月1日の深夜から2日の早朝にかけて行われ、志引踏切付近から第一下馬踏切区間の上下線すべてが、仮線による営業となりました。

また、新駅舎デザインを踏まえて、駅前広場を含む周辺景観を検討するため、駅舎デザインとほぼ同じ構成員による多賀城駅南北駅前広場周辺景観検討委員会を、11月9日に立ち上げました。

次に、道路課関係ですが、都市計画道路高崎大代線ほか3路線において、5件の用地買収及び物件移転補償が完了しており、また、工事につきましては、市道新田高崎線ほか6路線を発注しております。

次に、施設課関係ですが、平成20年4月供用開始を予定している中央公園サッカー場につきましては、防球ネット等の整備工事を発注いたしました。

次に、下水道部について申し上げます。

11月11日の鶴ヶ谷地区の浸水被害につきましては、市民の方々に多大なる御迷惑をおかけしまして、大変申しわけありませんでした。請負業者の引き起こした事態ではありましたが、今後、工事の施工につきましては、職員ともども安全を徹底してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、丸山排水区の大代雨水幹線につきましては、念仏橋付近から陸上自衛隊多賀城駐屯地正門付近まで、11月に工事に着手いたしました。

次に、教育部について申し上げます。

まず、教育総務課関係ですが、多賀城小学校校舎改築事業につきましては、11月末の進捗率は約98%で、平成20年1月から供用開始を予定しております。

次に、生涯学習課関係ですが、10月3日から7日までの5日間、文化センターにおいて第28回多賀城市美術展を開催し、絵画、書道、陶芸301点の出展がありました。

10月7日には、ことしで第10回目を迎えました史都多賀城万葉まつりが開催されました。万葉衣装行列や万葉ステージが行われ、約2,800人の観客でにぎわいました。

また、10月28日には、第22回山王地区公民館まつりを開催しました。33団体が日ごろの成果を発表し、401名の来場者がありました。

11月11日には、文化センターにおいて第27回多賀城市民音楽祭を開催いたしました。市内小中高校の合唱や吹奏楽など18の団体が発表し、参加者、鑑賞者合わせて1,035名の参加がありました。

また、11月10日に南宮地区農道で、多賀城あぜ道駅伝大会を開催し、各小中学校やスポーツ少年団から51チーム、400名の参加がありました。

青少年健全育成につきましては、11月1日の全国青少年健全育成強調月間県内一斉指導日に合わせ、街頭指導、啓発活動及び環境浄化活動を実施いたしました。青少年補導員、小中高校の先生、東北電力塩釜営業所員など25名が、遊戯場、スーパー、多賀城駅などでのチラシの配布や、電柱に張られた有害広告物の撤去を行いました。

次に、文化財課関係ですが、埋蔵文化財調査センター体験館「多賀城史遊館」を11月1日に開館しました。開館式典では、体験館愛称公募で優秀賞を受賞した山王在住の(4文字削除)〇〇〇〇さんに表彰状と記念品の贈呈を行いました。

また、11月4日には、青森県教育庁文化財保護課三内丸山遺跡対策室長岡田康博氏を講師に迎え、「特別史跡三内丸山遺跡が語る北の縄文社会」と題した、開館記念講演会を開催しております。

普及啓発事業につきましては、10月2日から来年1月27日まで、第21回企画展「考古学から見た環境問題」を開催しております。

また、今年度から、教育委員会主催の歴史講座と観光協会主催の観光講座を統合し、10月31日から12月1日まで6回にわたり、「史都多賀城歴史・観光講座」を開催しました。

10月31日に、古代都市多賀城南北大路案内板の除幕式が行われました。この案内板は、多賀城ライオンズクラブ設立35周年記念事業として作成され、市に寄贈されたもので、城南地区南北大路沿いに設置されております。

最後に、上水道部について申し上げます。

水道料金につきまして、10月1日からコンビニエンスストアでの収納を開始し、市民サービスの向上を図っております。

以上、第3回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 選挙第7号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(阿部五一)

日程第4、選挙第7号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

まず、選挙管理委員会委員として、今野榮一さん、成田和子さん、庄司麗子さん、渡邊宏さんを指名したいと思います。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、佐藤勇雄さん、小林マサ子さん、松山 功さん、鈴木新津男さんを指名したいと思います。

以上の被指名人をもって当選人と定めること、並びに選挙管理委員会委員補充員の補欠順序は、ただいま指名した順序のとおり定めることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました今野榮一さん、成田和子さん、庄司麗子さん、渡邊宏さんが、選挙管理委員会委員に、また、佐藤勇雄さん、小林マサ子さん、松山 功さん、鈴木新津男さんが、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま当選されました補充員の順序は、指名の順序によることに決しました。

日程第 5 議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号））

○議長（阿部五一）

日程第 5、議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについてであります。宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙の執行に当たり、当該選挙に係る費用等について予算措置をする必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては選挙管理委員会事務局長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（齋藤富士夫）

それでは、資料 1 の 10 ページをお願いします。

2款4項6目海区漁業調整委員会委員選挙費で105万6,000円の補正をするものでございます。

これは、ただいま市長から申し上げましたとおり、海区漁業調整委員に1名欠員が生じたため、10月22日告示、同月31日行われました宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙の執行経費であります。

歳出の主なものは、報酬、職員手当、需用費等でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

歳入ですが、15款3項1目3節選挙費委託金で、ただいま説明しました選挙に係る委託金で105万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第6 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（阿部五一）

日程第 6、議案第 74 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 74 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、これは、福田作夫委員から、本年 12 月 31 日をもって、固定資産評価審査委員会委員を退任したい旨の申し出があったので、その後任として鹿野良一氏を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 No.2 の 1 ページ以降に、現在の委員名簿及び鹿野良一氏の経歴書を添付しておりますので、参照願います。

○議長 (阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長 (阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 74 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 7 議案第 75 号 多賀城市議会議員及び多賀城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 7、議案第 75 号 多賀城市議会議員及び多賀城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 75 号 多賀城市議会議員及び多賀城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは公職選挙法第 142 条第 11 項の規定に基づき、多賀城市長選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担とするため、現行条例につき必要な改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては選挙管理委員会事務局長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（齋藤富士夫）

それでは、資料 2 の議案第 75 号関係資料で御説明申し上げます。3 ページをお願いします。

この条例の改正につきましては、今、市長が申し上げたとおりの内容でございますが、平成 19 年 3 月 22 日、公職選挙法の一部が改正され、地方公共団体の長の選挙において、新たに選挙運動のために使用するビラの頒布が認められ、公費負担の対象となることから、本条例の一部を改正するものです。

第 1 条の趣旨につきましては、ビラに関して追加されたものです。

第 6 条関係ですが、このビラについては、主に選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所における頒布となるもので、1 枚当たりの作成単価が 7 円 30 銭、これに法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数を乗じて得た額が、公費負担の限度額となるものです。

法で定める枚数ですが、指定都市以外の市にあっては、2 種類以内のビラで 1 万 6,000 枚となっており、候補者 1 人当たりの限度額が 11 万 6,800 円となるものです。

第 7 条及び第 8 条については、ビラ作成に係る契約関係、支払いなどについて定めたものです。

第 9 条以下は、この第 3 条を繰り入れたことにより、条がずれたものです。

恐れ入りますが、資料 1 の 15 ページをお開きください。

「この条例は、公布の日から施行する」ものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

確認だけさせていただきたいと思います。先ほど、選挙の改正の内容を確認しなかったものですから。今の説明では、ビラの作成が公費負担になると。その枚数が1万6,000枚であると。2種類作成することができるという説明がありましたけれども、2種類作成した場合に、1万6,000枚以内の2種類なのか。それとも、1種類で1万6,000枚ということになるのか。

それと、もう一つ、この正当なビラであるということになりますと、衆議院選挙等との国政選挙では、証紙が張られるわけですが、その証紙についてはどのような扱いになっているのか。その辺についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（齋藤富士夫）

まず、第1点目ですが、2種類で1万6,000枚でございます。

もう1点ですが、証紙関係ですけれども、1万6,000枚にその証紙を1枚1枚張っての配布、頒布となります。

それで、若干ここで詳細申し上げますけれども、ビラの大きさについては、A4判以内でございます。そして、印刷関係ですけれども、白黒での印刷もしくはカラーでの印刷、これもおのれの候補者の判断というところでございます。

あと、ビラへの記載の方法ですけれども、文章のほかにはいろいろなイラスト、写真もしくは候補者の似顔絵とか、そういったものが認められている状況でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今、マニフェストの関係でこういう改正になったのだと思いますけれども、1点だけ、経費の問題でお聞きしたいのですが、証紙発行となってきますと、それなりの経費がかかるわけですけれども、1万6,000という枚数を、もし証紙を作成した場合に、どのくらいの証紙の経費がかかるのか、そういう点、積算してあればお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（齋藤富士夫）

ただいまの質問ですけれども、候補者側の公費負担が11万6,800円ですか。それで、この1枚1枚証紙を張らなければならないということなのですから、1候補当たり3万円ぐらい証紙代がかかります。これも選挙管理委員会といいますか、公費の間接的な負担という部分になるかと思えます。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

わかりました。やはりこういう経費が、地方財政が厳しい中で、法律の改正でこういう経費が増大してくるということは、選挙の、いわば自由の政策を述べるという制度についてはいいですけれども、こういうお金も、やはりかかるときには、地方交付税あたりで措置していただくような運動も、私は必要なのではないのかというふうに感じておりますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

財政経営担当公室長補佐。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（郷家栄一）

今回の条例改正は、公職選挙法の改正に伴うものと伺っておりますので、基本的には、全国標準的な経費ということで、恐らく交付税の方への算入基礎にはなるのだろうというふうにとらえております。

ただ、具体的な算式その他はまだ示されておられませんので、そういうふうにとらえているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ぜひ、事務方として、県の担当課ともその辺は十分協議をして、交付税に算入されるような運動をしていただきたいというふうに、要望しておきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

1点伺います。頒布に関することではありますが、当然、選挙期間中における頒布であるわけですけれども、先ほど提案理由の説明の中にもありましたけれども、頒布できる方法についてですけれども、いわゆる選挙事務所内、個人演説会の会場内及び街頭演説の場における頒布ということでありました。

これは、よく選挙期間中における取り扱いとして注意を要することであり、当然、きちんとした啓蒙を図るべき事項でありますから、今後の選挙等についての取り組みとしては、多賀城の市長選挙におけるビラの頒布については、初めての経験になると思えますので、その面での取り扱い等についての、選挙事務に関することではありますが、考え方について、周知方法についての説明を願います。

○議長（阿部五一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（齋藤富士夫）

この公費負担が施行されますと、では、次の選挙はということになるわけですが、議員各位御承知のとおり、平成 22 年 8 月、市長選挙が実施されますけれども、その際、予定者の説明会等も実施しなければならないと思いますので、その辺は十二分に説明をして、やはり違反のない運動をしていただきたいと、そのようにとらえております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

市長選挙等の場合に、普通、政治団体票を県の選管に届けて、会報としてピラも出すわけですが、これはそういうものについては一切対象にならないと。あくまでも、その候補者個人のマニフェストなり、あるいは、いわば国政選挙でやっている個人ピラに該当するようなものだというふうに理解してよろしいのですね。

○議長（阿部五一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（齋藤富士夫）

議員、既に御承知かと思えますけれども、いろいろな国政選挙において、各政党が政権公約というふうに、このピラが以前、出ておりましたけれども、その政党関係のピラが、市長の選挙まで認められてきたということで、あくまでも、今、藤原議員からお話あったとおり、候補者個人のマニフェスト、政権公約、要するに、選挙運動期間中、1 週間以内において、選挙事務所に備えて、あと個人演説会の会場内、そして街頭演説、この 3 力所のみだけでございますので、それらが、市長、そして町長、村長の選挙まで認められております。

ただ、町長以下の選挙については、公費負担でなく、候補者負担ということになります。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 75 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部五一)

日程第8、議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは人事院の給与勧告の内容に準じて、一般職の職員の給料、扶養手当及び勤勉手当について改定を行うため、現行条例につき、必要な改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部五一)

総務部長。

○総務部長(板橋正晃)

それでは説明させていただきます。

説明につきましては、資料 No.2 の議案関係資料、6 ページ、7 ページで説明させていただきます。

今回の改正につきましては、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、人事院勧告の内容に準じまして、本市の一般職の職員の給与改定を行うものでございます。

他の自治体では、今回、給与改正の見送りや、あるいは管理職を除いて実施すると表明しているところもございますが、当市におきましては、地域手当について、本来、平成18年度で1%、19年度2%、20年度3%の予定でございますが、すべきところを、1%に据え置いていること、また、管理職手当、これは部長から参事等まで62名ほど管理職手当をいただいていますけれども、を30%減額して支給していること。また、ラスパイレスについても、本年度94.1であることなどを総合的に判断いたしまして、今回、給与改正をすることとしたものでございます。

なお、市長、副市長及び教育長の特別職の報酬については、据え置くものでございます。

資料に入る前に、本年度の人事院勧告の概要について、若干説明させていただきたいと思っております。

大きく3点ございます。

1点目としまして、民間給与との格差0.35%を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した給与月額を引き上げを行うこととされております。

これは、民間において初任給の伸びが顕著に見られることにより、初任給を中心に若年層、1級から3級の一部の職員に限定して、今回改正するものであります。

2点目でございますが、扶養親族たる子、父母等の扶養手当について、支給月額を500円引き上げることとされております。

これは、民間の支給状況、扶養親族のいる職員の家計負担、少子化対策の推進を考慮し、扶養手当の額を引き上げたものであります。

3点目は期末勤勉手当の支給割合の引き上げであります。これは民間における支給割合との均衡を図るため、勤勉手当における支給割合を100分の5引き上げたものであります。

それでは、この勧告を踏まえまして、本市においてどのような改正を行うかについて、資料に沿って説明いたしたいと思っております。

1の、改正の趣旨については、ただいま申し上げましたのと重複いたしますので、省略いたします。

2の、改正概要ですが、初めに、(1)の第1条の規定による改正の関係の説明をさせていただきます。

アの、扶養手当の改定、これは第10条及び第11条関係ですが、扶養親族たる子、父母等に係る支給月額を、「6,000円」から「6,500円」に引き上げるものでございます。

対象職員は、137名で、影響額は141万6,000円でございます。

イの、勤勉手当の改定でございますが、これは第20条関係ですが、勤勉手当の支給割合を「100分の72.5」から「100分の77.5」へと、「100分の5」引き上げるものでございます。

これは全職員でございます、影響額は約814万円でございます。

ウの、給料表の改定、これは別表関係でございますが、これにつきましては、1級から3級までについて、行政職給料表の給料月額を改定するものでありまして、改定率につきましては、「1級が1.1%、2級が0.6%、3級が0.0%」となっております。

なお、3級が0.0%となっておりますのは、3級は1号俸から113号まであります。そのうち、今回の改正は16号俸まで給与月額が引き上げられておりますことから、3級全体の割合からいたしますと非常に小さくなってまいります。それで0.0%となるものでございます。

対象職員は89名で、影響額は142万4,700円でございます。

次に、(2)の第2条の規定による改正関係を説明させていただきます。

勤勉手当の改正、これは第 20 条関係であります、(1)の第 1 条による改正の勤勉手当については、年間の支給額を、先ほども申しましたけれども、「100 分の 5」引き上げる改定でしたが、平成 19 年 6 月には、もう既に 100 分の 72.5 分をここで支給されておりますので、100 分の 5 を引き上げる分を、今回 19 年度は 12 月分の勤勉手当に加算して改定するものでございます。

平成 20 年度、来年度でございますが、さきに申し上げました 100 分の 5 の引き上げ分を、6 月期の勤勉手当と 12 月の勤勉手当、それぞれ 100 分の 2.5 ずつ分割して加算することになります。20 年度からは、もともとの率 100 分の 72.5 に 100 分の 2.5 を加算して、「100 分の 75」と、これは 20 年度からこういうようになります。

なお、参考といたしまして、勤勉手当の改正につきましては、支給割合改定の概要を 7 ページに掲載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、(3)の、附則について説明させていただきます。

まず、ア、の施行日、附則第 1 条第 1 項関係ですが、第 1 条による改正につきましては、「公布の日から施行する」ものでございます。

第 2 条の改正につきましては、これは「100 分の 77.5」から「100 分の 75」に引き下げることですが、これは先ほど申しましたように、「平成 20 年 4 月 1 日から施行する」ことをここで規定してございます。

イ、につきましては、第 1 条による改正は、「平成 19 年 4 月 1 日から適用」いたします。

ただし、新条例の第 20 条の規定、12 月の勤勉手当「0.725」から「0.775」にすることですが、これについては、先ほども申しましたように、「19 年 12 月 1 日から適用する」ものであります。

その他、改正条例の施行に際しましては、必要な経過措置等を設けたものであります。

最後に、8 ページから 14 ページまでに新旧対照表を載せてございますので、参照いただければと思っております。

以上で、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要について、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

人事院勧告は人事院勧告として、皆さんの、少し若い人たちのところで手厚くされるのはいいことだというふうに思いますけれども、多賀城のいわゆる勤労者の人たちの、特に若い人たちの家庭の中の、家計の状況というか、職場での状況というか、そういう実態は、この際ちょっと調べたようなところがあるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

はっきり申しまして、そういう調査はしてございません。今までも多賀城は、人事院勧告にのっとなって、それでやっているということでございます。

人事院勧告の方では、約 1 万 2,000 の民間の事業者、約 43 万人の従業員からいろいろそういうものを調査した上で、ある一定の、人事院勧告ですから、国家公務員の給与に対して勧告するわけでございますが、それを受けて、今まで市も、そこで完全実施するか、あるいはしないか、いろいろ総合的に判断してやっているという状況でございます。

個々にはちょっとやってございません。前にも何かそういう御指摘も受けましたけれども、なかなかそこまでちょっといっていないというのが実情でございます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

たまたま、ごく最近ですが、若い人が、ちょっと 20 代後半の人なのですが、子供 1 人いて、入院して、1 週間して会社に戻ったら、今まで働いていたところでは、ちょっと別の人を充てたから、違う部署に移って、その際に給料は非常に下がるというようなことで、やめざるを得なかった若者がいるのですけれども、それでも、即もう国保だ何だかんだと、次の仕事が決まるまで、負担がかぶさってきていて、「大変だあ」という話をされていて、「まあ頑張って払いなさい」ということで激励したのですけれども、そういうことも含めて、市民の生活の中にはいろいろな状況があるということ、やはりきちんと勉強しながら、そういう思いをきちんと受けとめて、お互いに勉強していくことが大事ではないかというふうに、私、今の提案を聞きながら思ったのです。ぜひ、市内の中の、特に零細企業に働く人たちのところで、十分に調査しながら、皆さんで、職員の間で勉強しながら、受けとめていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

お伺いいたしますが、勤勉手当について、詳しい内容を教えていただきたいのですが、基準といいますか、規則というのですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

一般にボーナスと言われる中には、期末手当と勤勉手当があります。

それで、ここに、7 ページの表にありますように、期末手当、今回、12 月分は 1.6、これは改定ございません。あと、勤勉手当というのが、今回平成 19 年度は 0.775 ということがありました。これに対しては 12 月に支給されるわけでございます。これを総称して我々はボーナスと言っているところでございます。

それで、勤勉手当の中では、やはり、例えばずっと休んでいる方とか、そういうところでちょっと差はつくような形にはなります。また、成績によってとか、仕事ぶりによって

云々までは言っていないのですけれども、そういう休暇のとり方とか、そういうので微妙にちょっと違うところは出てきます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 76 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は 15 分であります。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 16 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開をいたします。

日程第 9 議案第 77 号 多賀城市体育施設条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 9、議案第 77 号 多賀城市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 77 号 多賀城市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。これは、去る 11 月 29 日の説明会において、議員各位に説明申し上げましたが、体育施設に係る利用料金の上限額の改定を行うとともに、指定管理者の判断に基づく同施設の開館時間の変更等を可能とするため、現行条例につき必要な改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては教育部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

それでは、議案第 77 号 多賀城市体育施設条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

このたびの条例改正につきましては、ただいま市長が提案理由で申し上げたとおりでございますが、さきの説明会でも申し上げましたように、ランニングコストを算定した結果、受益と負担の公平を図る観点から、利用料金の改正を行うことと、指定管理者の特性を生かした管理運営を可能とし、サービスの向上が図られるよう、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間、休館日を変更できることとするのが改正の概要でございます。

改正内容の説明に入る前に、先日の説明会の質疑を踏まえまして、本日、「多賀城市体育施設管理運営に係る取り組みについて」という表題の資料を追加しておりますので、その説明を先にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

初めに、1 の、取り組みに係る効果についてでございます。これまで、利用者の利便性の向上や施設の効率的な運営を図るために、平成 17 年度から「多賀城市民スポーツクラブ」を指定管理者として、体育施設の管理運営を行っているところでございます。

その結果として、経費につきましては 25%の削減、利用者については 24%の増加が見られております。

さらに、スポーツ教室も 23 教室ふえるなど、サービスの向上が図られております。

具体的には、次の表にございますとおりに、経費の削減につきましては、直営のとき、これは平成 14 年度でございますけれども、比べまして、右端の削減額 4,751 万 8,000 円が削減されてございます。

利用者につきましても、三つの施設合わせまして 4 万 2,549 人が増加しておりますし、一番下の表、各種スポーツ教室につきましても、23 の教室がふえているものでございます。

このように、利用者の利便性の向上と施設の効率的な運営を図るために、行政改革の一環として取り組んできましたアウトソーシングの効果が着実にあらわれたものと存じます。

次のページでございますが、2 の、取り組みによる乖離率の比較でございます。これは施設のランニングコスト計算による乖離状況を比較したものでございます。

まず、直営のときの平成 14 年度の状況でございますが、右端の乖離状況で申し上げますと、総合体育館が 7.7 倍、市民プールが 5.2 倍、テニスコートが 1.8 倍となっております。

次の表、平成 17、18 年度の状況は、先日も説明しておりますが、総合体育館が 3.8 倍、市民プールが 3.1 倍、テニスコートが 1.3 倍の乖離率となっております。

このように、直営のときと比べまして、乖離率は縮小はしておりますけれども、いまだに乖離が見られることから、このたび、公の施設の使用料の適正化について示されました激変緩和としての改定率 1.2 倍を適用した、料金の改定をお願いするものでございます。

次の、3 の、今後の取り組みでございますが、今後、さらに市民サービスの向上とコスト削減を図るために、より一層指定管理者との連携を図り、施設の管理運営と各種事業を進めていくこととしているものでございます。

特に、次に記載しておりますように、現在の体育施設に新たに二つの公園グラウンド、これは多賀城公園グラウンドと中央公園サッカー場でございますが、を加えまして、指定管理施設とすることによりまして、窓口の一元化を図り、利用者の利便性を高めるとともに、国保事業や介護事業とも連携を強化いたしまして、市民の健康を増進するため、さらに充実した事業の展開を図っていくというものでございます。

なお、次の、3 ページ、4 ページにつきましては、ランニングコスト計算書を添付しておりますので、御参照をいただきたいというふうに思います。

以上で追加資料の説明を終わります。

それでは、資料 2 の 15 ページをお願いいたします。

議案第 77 号関係資料で御説明をいたします。

多賀城市体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表によりまして説明をいたします。

まず、第 4 条第 4 項に、指定管理者が施設の管理運営上必要と認める場合、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更できることを加えるものでございます。

これは、先ほども申し上げましたとおり、現在、開館時間、休館日に関しましては、指定管理者側の裁量の余地がない規定となっておりますが、これを利用者ニーズの把握などによりまして、開館時間や休館日を変更することによって、より一層、利用者へのサービス向上が図られる場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得た上で、指定管理者が変更できることに改定するものでございます。

次の、第 5 条第 3 項の改定につきましても、第 4 条と同様の趣旨の改正内容でございますが、指定管理者が、施設の管理運営上、必要と認める場合、教育委員会の承認を得て、休館日を変更または定めることができることを加えるものでございます。

次に、第 13 条につきましては、旧の、「規則の定めに該当すると認めるときは」という表現を、新の方で、「規則の定めるところにより」と、文言の整理をするものでございます。

この条項につきましては、個々のケースで指定管理者が判断することになっておりますけれども、判断基準を明確にし、それに基づいて適切に行うようにするというものでございます。

次に、16 ページでございます。

別表の利用料金の改正部分でございます。16 ページ、17 ページの表が、総合体育館の専用利用する場合の改正部分でございますが、大体育室と各室及び設備器具の利用料につきま

して、利用時間、利用区分ごとに、右側のページの旧利用料金を、左側の新利用料金に改正をするものでございます。

内容につきましては、先日の説明会で申し上げておりますので、金額の説明は省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

18 ページ、19 ページの上段の表につきましては、市民プールと市民テニスコートの改正でございまして、同じく右側のページの旧利用料金を、左側の新利用料金に改正するものでございます。

次に、備考の改正についてでございますが、この中で利用料金にかかわる部分は、下の方の 9、10、11 でございます。

まず、9 は、大体育室及び小体育室の照明を利用する場合の料金でございまして、「50 円」を「100 円」に、「30 円」を「60 円」に改めるものでございます。

10 については、冷暖房の利用料金についてございまして、1 時間につき「5,200 円以内」を「6,200 円以内」に改めるものでございます。

11 は、テニスコートの回数券についてであります。これは 5 回分の料金で 6 回利用できるというものでございまして、これを「2,500 円」を「3,000 円」に、「1,250 円」を「1,500 円」に改めるものでございます。

それ以外の部分につきましては、法令表現上、文言の整理をしているものでございます。

一番下の表及び次の 20 ページ、21 ページの上段の表につきましては、個人利用する場合の利用料金でございます。この表も先ほどと同じく、右側のページの旧利用料金を、左側の新利用料金に改正をするものでございます。

20 ページの方の、備考の改正につきましては、3 にございます市民プールの回数券につきまして、「2,600 円」を「3,000 円」に、「1,000 円」を「1,500 円」に、それから「500 円」を「750 円」にそれぞれ改めるものでございます。

そのほか、先ほどと同じく、文言の整理をしているものでございます。

恐れ入ります。今度は資料 1 の 27 ページをお願いいたします。

附則でございます。第 1 項は施行期日でございまして、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次の、第 2 項につきましては、準備行為でございまして、これらの行為については、条例の施行日の前においても行うことができるというものでございます。

第 3 項、4 項は経過措置でございまして、第 3 項は、施行日以前にされた申請に基づく利用の許可に係る利用料金につきましては、なお従前の例によるものでございます。第 4 項は、現に発行されているテニスコートの回数券とプールの回数券は、新しい料金の回数券とみなすというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

新たな資料を提出していただきましてありがとうございました。説明会でいろいろお話ししたものにかんがみ、提出していただいたものと思います。

やはり、説明会で私が申し上げましたように、1.2 倍に料金を上げるという根拠づけが、平成 17 年度の 9 月に作成した行政コスト専門部会の検討された、公の施設といいますが、その利用料を乖離率で最大限 1.2 倍に上げましょうというのが、根拠づけというか、それになっていると。2 割を上げるのだというその内容で、条例の料金改定の算定をして、提案しているという解釈でよろしいですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

先ほども申し上げましたとおり、実際の改定率については、1.2 以上ありますけれども、激変緩和というふうな意味で 1.2 というふうにしているものでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私、当時の行政改革推進委員会第 4 回の議事録が、私の手元に資料としてありましたので、これが公の施設の関係での報告事項の議事録のようです。

この中で、4 ページですが、資料を持ってきていないでしょうね。平成 17 年 12 月 20 日の会議の第 4 回の議事録、持ってきていないですか。市長公室の方も持ってきていないですか。なければ、私、読み上げます。

ここの 4 ページの下段で、「スポーツ施設については」ということのとだりがあります。これは、文化施設だけ値上げをする、1.2 倍、これは公民館、文化センターの値上げの際にそこで議論いたしました。そのときの一応の理由として、「スポーツ施設だけ引き上げない段階で、使用料を引き上げるのはどうか」という意見が出ていました。ですけれども、「指定管理者に移行したばかりであるので、今年、今回は据え置きしたい」ということで、落ち着いたせておりました。

それで、その理由は、「指定管理者段階に移行したばかりなので、決算もされていない段階で使用料を引き上げるのは、時期尚早ではないか」という、この会議での議事録のようになっています。

そこで、私、この間資料を出してもらい、当時の検討したときの、「時期尚早ではないか」と言われた。その後、2 年間なり、今回資料を出していただいたものを見ますと、少なくとも、経費面においても、利用者数においても、25%、24%の増加を図っている。23 教室もふえている。こういう成果が上がっているにもかかわらず、行政コスト計算のみで、利用料の、使用料の引き上げをするという根拠づけはいかがなものかと。

少なくともこれだけのものがあつたならば、これに努力をしていただいた利用者の方、また、これに真剣に取り組んでいただいた方々に対しての、多少の配分というものも考え合

わせながら、なお一層、2年間でこれだけのものをつけ加えたのですから、なお一層この施設の利用拡大を図るためにも、これは政策的になると思いますけれども、コスト計算だけでははかり知れないものがあるのではないかと。

特に、今後の取り組み姿勢については、説明会のときにも私が指摘したように、今や競技スポーツの施設というよりも、高齢社会に準用したいろいろな健康増進のいろいろな行事も、やはりこの施設を活用した中で大いに進めていくことが、市全体の財政のコスト低減にもつながってくるのではないかと。

であれば、今言った行政コストの議論だけではなく、そういう面からも含めて、3年度計画ぐらいのスパンの中で、1.2倍という数字にこだわることなく、料金の選定について検討することが大事なのではなかったかというふうに思うのですけれども、そういう検討をされたのでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

お答え申し上げます。

公の施設の使用料の適正化におきましては、公の施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を図る観点から、施設ランニングコストに利用者負担割合で減額いたしました施設コストを使用料収入で賄うことが大原則となっております。

しかし、今、議員がおっしゃられるように、体育施設等に関しましては、指定管理者制度を導入しまして、その後、そのコストであるとかの削減の努力をいたしましたが、先ほど紹介した数字のとおり、いまだ乖離率が、総合体育館におきましては3.8倍等という乖離率がありますので、その激変緩和措置としての改定率の1.2倍ということ、今回もお願いするという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

コスト、あなたの言うのはわかるのです。ですけれども、私が言っているのは、政策のことを言っているのです。この施設を活用して、今後いろいろな政策を打っていくために、この料金が、この1.2倍のコスト計算だけでいいのかと。逆に言うと、激変緩和率をもっと低く抑えてもいいのではないのかと。そして、もっと市民に幅広く活用できるような施設に持っていったらいいのではないのかというのが、私の指摘なのです。

それで、私、あれからずっと調べているのです。使用料というか、受益者負担という観点でいくと、いつも、ここにもありましたけれども、暖房・冷房等のものは、その経費負担を使用者に負担をしていただくという原則論で、料金を選定してきておりますね、違いますか。その辺はいかがですか。私、勘違いしているとうまくないので、確認しておきたいのですが。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

冷暖房料金につきましても、こちらの方でコスト計算をしているものでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これはコスト計算ではなく、基本的には、電気料だけは利用者に負担してもらおうという基本原則ではなかったですかと、私は聞いているのです。

ですから、その基本を聞いているのです。ですから、1.2 倍ありきの論議ではないことを私言っているのです。ですから、よく聞いて答弁してください。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

冷暖房等の電気料については、おっしゃるとおりかと思えます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

公の施設で、こういうコスト計算のときにやればよかったのですけれども、2 年間たってみて、今回のこの公の施設の乖離率で、コスト計算で料金を自動的に、約 20%を機械的に上げていくという方法は、ちょっと乱暴ではないかというふうに、いろいろ調べたら、そう感じました。

なぜならば、公の施設は何のためにつくったのか。コスト計算のみで料金を決めてきたのかと。少なくとも体育館をつくったときも、文化センターをつくったときも、その料金を決定するときには、近隣の同施設がどのような動向にあるのかということも、たしか資料として総合的に検討して、今の料金に設定されたのではないかというふうに、過去を私なりに振り返ってみました。そういうふうに思っているのですけれどもいかがですか。過去の経過は。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

そのとおりかと思えます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、少なくとも今回の改正に当たっても、その基本を忘れてはいけないのではないのかと。皆さん方は、ランニングコストを、きょうも出して、一番最後のページに出ています。公の施設をつくった場合に、附属して必要なものは何なのか。使用する、使用しないにおいても、絶対に固定的に配置しなければいけないのは人です。人件費です。窓口です。これらは義務的に、コスト計算よりも義務的に、こういう施設をつくれば、配置しなければいけない要因のものではないかというふうに私は思っています。

そして、点検業務、施設維持をするためには、必要な作業ではないかと。必要な事業ではないかというふうに私は思っています。これは利用者が多かろうが少なかろうが、このことは最低限やらなければいけないものではないかというふうに見ているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

いわゆる経常的な経費というふうなことになろうかと思えますけれども、いわゆるそのいろいろな施設を維持するための経費については、このコストに入れて計算をしているというふうな状況かと思えます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、これら公の施設が設立した場合に、このことは、利用者があるがなかりょうが関係なく、必要な業務でしょうと。そうでないのか、そうであるのかお聞かせください。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

お答えいたします。

行政コスト計算の基本的な多賀城市の考え方といたしましては、まず、施設の光熱水費、それから、今、議員がおっしゃられた人件費、これというものは、年間のかかる経費としては、必ず算定しなければいけない要素だというふうな考え方に基づいて、多賀城市においては、それで年間、この施設を維持するためにどれくらいかかっているのだろうか。それに対して、あと幾ら収入があるのだろうか。それでもって乖離率を求めていますので、多賀城市の今回の公の施設の使用料の見直しに当たりましては、人件費と光熱水費等を含めた形で行政コストというものを算出しておりますので、その辺はよろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

いや、それは理解していますよ。だからおかしいのではないかという論点を持っています。

だから、今言った算定については、これは公の施設としてつくれば、必要なものではないですかと言っているのです。使おうとも、使わないとも、これは置かなければいけないことだと、と私は思うのですけれども、そうではないですかと聞いているのです。あなたのコスト計算もそれできているのはわかっています。そういうものではないですかと聞いているのです。いかがですか。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

公の施設をつくりましたならば、当然それを管理運営する人というものが、その職員というものの張りつけが必要になってまいります。

したがって、先ほど申し上げたとおり、その施設が年間幾らかかっているかということ、当然、大きな要素として人件費というのが含まれるべきと、考え方としては当然であるというふうな認識をしております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それは、私とあなたの見解の相違であって、行政コストはあなた方はそうやっていますけれども、私は、使用料を算出するに当たって、先ほど確認しましたけれども、いいですか、暖冷房は電気料相当額を受益者負担しますよと協議している。であるならば、この使用料を計算するに当たっても、算出、それを置きかえるために考えられるのは、光熱費及び燃料代、これらを基本としての使用料との差がどうなっているのか、そういうことも検討する余地があるのではないかと私は思うのです。

それを単なる 1.2 倍ということの認識の中で、公の施設の料金改定だと。乖離率にはこうある。だけれども乖離率の中において、あなたは行政コストは多賀城はそう考えているとおっしゃっていますけれども、私は、公の施設をつくったら、そのものは必要な要素ではないですかと聞いているのです。

そうすれば、少なくとも、たしか一定の人ばかり使うので、市民の公平さがないとおっしゃられるとしても、少なくとも光熱水費と燃料代は、利用料金から最低でも負担していただけないですかという方法を、料金の算定の中では検討する余地もあったのではないかと。また、そうあるべきではないかというふうに思うのですけれども、それが暖房料、冷暖房料の算定基準になっているとすれば、少なくともそれを導入して、使用料を決めるということも、多賀城の方式ではないですかと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

今、いろいろその辺のことを検討したことがあるのかというふうなことだと思うのですが、多賀城市における行政コスト計算におきましては、その施設をつくった場合の、その建設コスト、いわゆる減価償却費というものは除いています。それで、年間に必要な、その施

設を有効に利活用するために必要な経費というのは、最低限、どこまで皆さんに、受益者に負担していただけるのかというものを中で、真剣に議論いたしました。

その結果、必要な経費として、最終的に残ったのが、人件費とそれから光熱水費と、そういった項目が、やはりランニングコストということで、受益者負担の方にきちんと転嫁していただくようにいたしましょうと。

それに、さらに、やはりそれぞれの公の施設の公共の寛容度というものがありますから、それに基づいて受益者負担の割合というものを、それぞれの各施設ごとに定めさせていただいているということもありますので、その中においては、やはり何が本当に転嫁すべきものなのかというのは、真剣に議論して、今回、多賀城方式としては、このような考え方に基づいてお願いをしているところでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、最初これを出したときにやればよかったのですがけれども、ずうっと今まで、公の施設の料金改定でこの論議をしてきました。文化センターから始まって。

しかし、あのときもいろいろなことをやってくるのですがけれども、幾ら考えても、公の施設で、今言った3項目は、つくったからには必要なのです、これ。それを思っただけで施設をつくらなければ、建設できなかったはずなのです。財政が厳しくなったからという要因で、こうせざるを得ないというのが本音ではないですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、今までの議論を聞かせていただいている、これは、使用料というのは、だれかに何かを負担させる、あるいは、単純に、機械的に2割アップで負担をさせるということではなくて、本来、市民全体でどういうようにその負担を分かち合うかということの根本的な議論になってまいります。

したがって、今お話しのように、公の施設については、本来であれば、この間もお話ししましたけれども、民間施設であれば、もちろん建設費まで全部転嫁して、投下資本の回収までしなければならないです。

ところが、公の施設がゆえに、建設費については、これは市民全体の税金で賄いましょうという基本的な考えです。

ただ、直接かかる経費については、それは市民の中には、その施設を使う人もおりますし、使わない人もおりますので、直接かかる経費については、使う人にそれ相応の負担をしていただこうと。ただ、直接経費であっても全部使う人に見てくれというのは、これはなかなか大変なので、直接かかる経費のうち、25%は税金で、みんなで賄いましょう。残りの75%については、これは使う方々に何とかそれは御負担をお願いしよう、そういうことで、市民の中には、文化センターは使うけれども、体育館は使わないという市民もおいでになりますので、そういった中で、使う人、あるいは使わない人の負担の公平感、その意識を大事にしようということをやっているわけです。

ですから、今おっしゃられたように、施設をつくった以上、人件費であったり修理代はもう当然のことで、それはもちろん当然のことです。当然ですけれども、その直接的にかかる年間の経常的な経費については、それは負担の公平性の観点から、利用する方々に応分の負担をお願いしたいということなわけです。

そういったこと考えから、今現在負担していただいている金額と、それから負担していただくべきであろうという金額を計算してみると、乖離率ということで御説明していますが、3倍以上の金額になる。ただ、一概に今までの料金を3倍も4倍もするということになる、これはいろいろ市民も大変ですから、少しずつその適正な価格の水準まで持っていこうということで、余り急激に負担をかけないようにということでの1.2倍、2割ずつ、3年に1度ぐらいずつ上げさせていただきたいということなのです。

ただ、それもずうっとこのまま何もしないで、1.2倍上げ続けるわけではなくて、その間にはコスト削減の努力もしますし、あるいは利用者の拡大も図っていったら、その辺の乖離が埋まった段階では、上げるということはもちろんしないことになります。その乖離が今度逆転した場合には、むしろ下げるということも考えられるわけですので、今の暫定的な取り扱いとして、3年間に2割ずつ上げさせていただきたい、そういうことで負担の公平性を図っていったら、ひいては、確かに間接的には財政的な危惧もございませけれども、そういったことで取り組みさせていただきたいということございませるので、何とか御理解いただきたいと思ひます。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

副市長、そうじゃないですよ。はっきり言った方がいいですよ。地方財政が厳しくなつたので、公の施設を運営する費用が出せない、出せるような余裕がなくなつてきたと。だからそれを乖離率という多賀城方式のコスト計算で、乖離率というものを算定して、それで利用者負担をしていくのだと。75%まで持っていくのだという基本方針だということでしょう。財政が厳しくなかつたら、そんなことをしなくてもよろしいのですから。今まではそうやって公の施設を運営してきたのではないですか。ここで聞いたら、700万円ぐらい財政効率があるそうです。700万円ぐらい、市全体で、公のこの施設を、健康増進なりいろいろなものに使い、今、10万人ぐらい使っているものを、15万人なり20万人に持っていこう。そうして、この料金でもいいから、利用度を上げて、収入を上げていこうという政策転換してもよろしいのではないですか。

問題は、財政が厳しいから、行政コストを考えていくと、公の施設に対して、利用者負担をちょっと上げていかなければいけないという環境になつてきたということ、はっきりと申し上げたいのではないですか。私はそう思ひます。私はそうでないと理解できないと思ひます。いかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

まあその面は全くおっしゃるとおりです。財政が潤沢であれば、もう使用料どころか、無料でお使ひいただきたい。そういうことができるのであれば、それはしたいところはやまやまでございませ。確かに、全体的なその財政的な財源が不足してくるということの中で、

少ない財源をどのように行政施策全体でどう使うかということになってくると、やはりその負担の適正化というものを考えていかざるを得ない。その背景には、確かにその財政的に逼迫しているという環境があるということは、それは否めない事実でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それが今の政府のやり方なのです。箱物を建てて、ぼんぼん補助金をつけて、建てさせて、利用費もそんなにコスト計算しなくても、全体の地域状況を見て、独自につくってくださいとやってきた。

お隣の塩竈の体育館、多賀城の体育館、料金がそんなに違ってないようなバランスをとってきた。

今おっしゃったように、財政が厳しくなってきたので、地方財政が厳しくなってきたら、こういう公の施設を運営するのに費用負担ばかりかかって、別な事業ができなくなってくるような環境にあるので、理屈をつけてこういうふうには提案されているのではないかと、いうふうに思うのですけれども、私はそういう解釈をしているのですけれども。そうであるとすれば、国の施策がこの地方に対して、つくらせるときはばんばんつくらせて、今になったら、交付税をごんごん減らしてきて、市民サービスのスポーツ振興なり、福祉の充実をする施設を、料金の値上げをしながら維持していかなければいけない環境づくりをしてきているのではないかと、私は思うのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

3月まで財政担当していましたので、交付税であったり、補助金のあり方を考えますと、確かに今おっしゃられるように、つくるときには確かに補助金が出ますけれども、その維持管理、メンテナンスに入ったときには、交付税の中に基準財政需要額として盛り込まれる部分はありますけれども、盛り込まれたとしても、これも再度申し上げておりますけれども、盛り込んだと言われても、全体としてその交付税が削減されるという中では、そういったものを維持運営していくための費用がどうしても窮屈になってくる、そういうことは一面あると思っております。

ただ、その中でも、もう既にあるものですから、それをどのように維持して、廃止するわけにもなかなかまいりませんので、それを維持運営するためにはどうしたらいいか、その中では、税金を投入するのが妥当なのか、あるいは使っていただく方に部分的に負担していただくのがいいのか、そういうことで、我々としては、一部御負担いただくしかないだろうということで、これを御提案申し上げているわけでございます。

○議長（阿部五一）

竹谷議員、ちょっと待ってください。ほかにありますか、質疑のある方は。お二人ですか。ちょっとこっちへ回していいですか。（「いやいや、いやいや」の声あり）だめですか。（「関連でそれは、質問というのは流れがあるのですから、切られたら困りますよ」の声あり）わかっていると言っているのです。

それでは、ここで休憩しましょう。再開は午後1時です。

午前11時57分 休憩

午後0時58分 開議

○議長（阿部五一）

それでは、おそろいでありますので、再開をしたいと思います。

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

午前に引き続きまして、整理をさせていただきたいと思います。

いろいろ私なりの意見も申し上げましたし、根幹となるべきところも、副市長から答弁もされておりますので、これは地方財政にとって大変重要な問題も含まれているということ、私自身認識しながら副市長にお伺いしたわけですが、副市長が先ほど答弁されたように、市の財政が厳しい関係から、公の施設についても多賀城方式のといいますが、をつくって、シミュレーションしながら、乖離率を含めて考えてきながら、市民負担、利用者負担については75%を基本として、今後も公の施設をやっていかなければ、負担をしていかなければ、多賀城の行政、財政に問題が出てくるという認識のもとで、こういう方針にあるというような答弁に伺ったのですけれども、そのような考え方でよいのか、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、今、竹谷議員がおっしゃられたように、そういった趣旨でいろいろお願いしておるところでございますので、今おっしゃられたとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私の所見は後で申し上げます。

今回の改正によって、利用者の減少が想定されるのではないかというふうに思われます。

あわせて、駆け込み申し込みというのが発生してくるのではないかと思います。これは今の条例でいけば、受けざるを得ません。そういうことになりますと、現在算定しております利用人数というものが、相当狂いが来るのではないのかというふうに思うのですけれども、その辺は現場当局としてはどのように受けとめておられますか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

ただいまの御質問でございますけれども、このたびの料金を改定したことによって、利用者が減るおそれがあるというふうなことですけれども、実際にふたをあけてみないとわからない部分がございますけれども、いわゆる個人利用されている方等がございます。そういった方、あるいは、いろいろなスポーツの団体、例えばバレーボールだとかバドミントンなどで、団体で使っている方々、こういった方々については、安易な見方かもしれませんが、それほど減りはしないのではないかとこのふうにも思っております。

それと、駆け込みというふうなことではございますけれども、これらについては、規定上、それはやむを得ないものだというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっと甘い見方をしているのではないかと思います。少なくとも、データからいくと、指定管理者前が、全部トータルして、体育館でいえば 8 万 5,000 人、指定管理者後が 11 万 4,000 人という利用者があるわけです。

私は、そういう観点からいけば、料金と利用者の関係というのは、これは切って切れないのではないかとこのふうに思いますけれども、その辺はどういう認識でしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

この資料にもございますように、利用者の増加、8 万 5,000 人から 11 万 4,000 人というふうに、約 3 万人弱のニーズが伸びてございます。

このことにつきましては、3 番の、スポーツ教室の増加というふうな部分でも書いてございますけれども、いろいろな市民スポーツクラブの努力によりまして、いろいろな教室等が開催されてございます。そういった方々の人数も含めた利用者の増加というふうなことでございます。

ですから、通年といいますか、そういったことで、個人的に利用されている方、先ほども申し上げましたけれども、あるいはいろいろな愛好会的なもので利用されている方については、それほど影響が大きく変わるものではないだろうというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっと甘いと思いますね。はっきり言って、これを上げると、今までのスポーツクラブがやっている教室等についても、必然的に会費を高く取っていかねばいけない。上昇した格好で取らねばいけない。少なくとも 2 割は最低でも高く取らねばいけないということになるわけです。

そうなってくると、活動会員と言われる方々、あるいは研修会に参加される方々が減ってくるのではないかと。

それと、もう一つは、これからの、あなた方が目指している、2番の、介護事業と連携を強化していくということになれば、今、高齢者の年金受給がされているわけですが、税金の関係、それから介護保険の関係を含めて、この年金受給者も大変厳しい環境にあると。ですから、できればこの使用料などは安く、ある程度定費を持ちながら、こういう方をここに呼び寄せる政策というものが、私は大事ではないかというふうに思っていますので、すけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

おっしゃるとおり、ここの今後の取り組みというふうなことで、これからのこの一番大事なことを挙げております。

これらにつきましては、この料金値上げといいますが、料金改定につきましても、次の方の議題に出てきますけれども、指定管理者の指定というふうな中では、選定委員会の中でも、スポーツクラブの方にもそういった改定を予定していますので、そういった中で、いろいろな事業を組み立ててくださいというふうなお話もしてございます。

そういった中で、こういった、各種教室、23教室ふえたというふうなことでございますけれども、これらにつきましても、普通の一般の、何というのでしょうか、民間のスポーツクラブといいますが、そういったところで運営しているよりも、低廉な値段でいろいろな事業運営をしていただいているというふうなこともございます。

それらにつきましては、市と協働でといいますが、連携をとっていろいろやっていく事業というふうなことでございますので、こういった教室については、単純に、こちらが上がったから、そちらの教室の、何というのでしょうか、参加料を値上げするというふうなことには、直接的にはつながらないのではないかとこのように見えております。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

それは認識違いです。NPO法人でやっているのは、やはり経費は経費で、使用者負担ですから、どこからも出ないわけです。ですから、先ほど言ったように、5,000万円なら5,000万円出たものを、そういうものの事業として活用できるような資金として、そういう団体に、例えばどういうふうに使ってもいいから、できるだけ還元するような方向にしたいのではないのかという提言もしております。

ですから、その辺は勘違いしていると思いますので、もう一回きちんと精査をしてみたらよろしいと思います。

これ以上お話ししても、なかなか私の思うような回答は出てきませんが、総括的に私の思いを言えば、公の施設というのは、先ほども言っていましたけれども、市民の要求、そしてまた行政の政策によって作り上げてきた。建設した当時は、近隣の市町村の状況を見ながら、使用料を決めてきた。そして、冷暖房については、電気料の実費徴収を基本としてやるのだということで、料金を設定してきたと思います。

そういう意味では、暖冷房の料金は高くなっている。基本的にはそういう基本姿勢で来ているので、多少高くなっているというのが現実だと思います。

そういう視点に立つならば、行政コストの、先ほど御答弁がありましたけれども、人件費も含めて、全体でのものだということではなく、実際に利用してきた方々が必要とするものは、先ほど言ったものは、大きなものでは光熱費、それから燃料費が大きな要素であろうというふうに思います。

これらについては、財政の関係があるのであれば、使用者、100%を目指して、段階的な料金改定をしていくのだという基本姿勢であれば、市民に理解が得られるのではないかと、いうふうに私は思います。

そういう意味におきましては、今後、こういう公の施設の改正に当たっては、やはり建設した当時の基本でありました近隣の状況、そして、副市長が答弁されたように、多賀城市の財政が厳しいとするならば、こういう住民負担を多く求めるのではなく、内部の改革である一定のものをつくり上げていく努力も必要ではないかと。そういうものが市民の中でひしひしと胸を打つとするならば、市民も理解をしてくれると思います。そういう姿勢が一番大事なのではないのかというふうに思います。

ですから、先ほど来から言っておりますが、コスト制限の基準は、つくられたものについて、私は問題はあると思いますけれども、「20%の値上げがありき」というものでなく、先ほど言ったように、今後の使用料の動向、そして事業の発展、施設の有効活用というものを考えた場合に、その料金はどうあるべきなのかという、政策的な視点の中で考えていきながら、財政についても当然考えていかなければいけませんけれども、そういう視点も、私は必要なのではないのかというふうに思っております。

今まで、公の施設の料金改定で、私はそれを今までずうっと主張してまいりましたけれども、多分、1.2倍の根拠づけでやって改正するのは、今回で終わりになると思いますけれども、今後またさらなる問題が出るとするならば、私が今申し上げたようなことも加味しながら、行政コストの基礎となるものを見直しというものも、ぜひ考えていくべきではないのかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、その公の施設のあり方については、もちろんその施設の意義、目的、そういったものを踏まえながら、これも繰り返しになりますけれども、そういったものを踏まえた上で、市民全体のその負担のあり方が、いかに適正なものを保つか、そういったものをいろいろ複合的に考えさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

竹谷議員の議論の中で、大分いろいろなことが明らかになりましたけれども、ダブるところもあるのですが、きょうの資料の中で、今後の取り組みについての(2)のところ、「国保事業や介護事業とも連携を強化して」というような文言がありますが、料金を引き

上げたことによって、このことが本当に可能になるのか、ならないのか、具体的にはどんなことを検討して、話し合えたのか。あれば御紹介ください。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

ここの2番目、国保や介護事業というふうなことを載せてございます。現在、国保については、ヘルスアップ事業というふうなことで、これもいろいろな意味で連携を図って、取り組みをしているところでございます。

これらにつきましては、前にもちょっと申し上げたかもしれませんが、高齢化社会になってきて、こういったいわゆる介護のお世話にならないようにというふうな意味も込めまして、今度新たに指定管理者となられる団体の方と、こういったことを主体的に取り組んでいただけるように、連携を図りながら、今のところ、こういった事業というふうな具体的なことはございませんけれども、そういったことを積極的に進めていただきたいというようなことで、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

11番佐藤恵子議員。

○11番（佐藤恵子議員）

何だか矛盾なのです。今から、高齢者の方たちは年金も減らされる、さまざまな負担が非常に強まっていく中で、本来なら引き下げていかなければならない利用料を、逆に上げていくということで、連携が本当にできるのかと。今使っている人たちが減らないことを望むということしかないのではないかと。もし、今、個人で利用している人たちが、100円の負担が重くて、利用できなくなって、それが健康に影響するとしたら、このことが本当に市がねらっていることなのかどうか、そのことは話し合われたのかどうかお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

先ほど竹谷議員の方からもありましたけれども、これ、引き上げたことによって、利用者が減少するのではないかというふうなお話もございました。

そういった中で、例えば、今回の場合ですと、大人ですと100円が150円というふうなことになります。こういった中で、個人的な利用もさることながら、ここで、今後の取り組みというふうなことで申し上げているのは、いろいろな種類の教室などを、より多くふやしてといいますか、今、以前から比べると23教室ふえたというふうなことですけれども、もともとこういったところをふやして、どんどん、どんどん、いわゆる高齢者の方が参加できるような教室をふやしていただきたいというようなことで、指定管理者の方と今後いろいろな、こういった事業をすべきかというふうなことを、いろいろな協議を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

さまざま努力をして、せっかく利用者をふやしてきた状況を、このことをきっかけに減っていくというのでは、本当に利用者にとって一番不幸なことだというふうに私は思います。

前回の説明会のときに、「プールは近隣にもいっぱいある」というような発言もありましたけれども、ちょっと私は違和感を覚えた発言でしたので、言及しておきたいのですが、こういうのは身近にたくさんあることで、市民の皆さんが利益を供されるわけで、くれぐれも、そういうことでは極論には走らないようお願いしたいなとお願いするわけですが、基本的に、やはりこういう施設にランニングコスト論を導入して、そしてその負担の公平性を図るというような理論は、なじまないのではないかとというふうに私は考えます。

やはり努力をもっとしながら、引き上げないで、利用者をふやすという方向性を強めていくことこそ、非常に大事なことではないかというふうに思います。引き続きそういう方向で、多分この条例は通るのだと思いますけれども、できるだけ長いこと持てるような、そういう工夫をぜひ頑張ってくださいたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

一つは、私、行政に優先順位というのがあると思っています。やはり最優先の課題は、市民が生きていくことを保障すると。とりわけ低所得者等に対する応援の手だてをきちんとやるということが、やはり最優先の課題で、次の順位として、こういう文化的な、スポーツ分野の関係での充実ということがあるのだと思っています。

そういう意味では、コストが幾らかかかっていて、そのうち料金収入がどのぐらいの割合になっているのかというふうな数字を、客観的に押さえるということは必要なことだとは私も思っています。

ただ、どうも皆さん方の話を聞いていますと、体育館等いわゆるスポーツ施設を、市民の皆さん方に多く利用してもらうことの社会的意義に対して、非常に低いレベル、低い意義しか与えていないのではないかと。先ほど佐藤議員も竹谷議員も言ったのですけれども、多くの皆さんに使ってもらうことによって、健康を維持し、ひいては医療費等が少なくなるということもあるのではないかとというふうに思うのです。

そういう意味で、その点での評価が非常に低いというふうに私は思っているのですが、回答をお願いします。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

今、優先順位というふうなお話ありがとうございました。いろいろ今回の料金の改定につきましては、いろいろな意味で、行政改革の一環としてのアウトソーシングを受けて、金額的にもいろいろな、5,000万円近くの削減がされました。

こういったことは、この体育施設のアウトソーシングというふうなことは、行革の一つでございまして、ここで削減されたものについては、いろいろな市民福祉の向上のために、別な意味で使われているのだろうというふうに思います。

そういった中で、できるだけ、このスポーツ施設ばかりでなくて、いわゆる社会教育施設というものを、できるだけ多くの方々に利用していただきたいというふうな思いは、私どもは強く持っております。

そのためには、午前中に、副市長も申し上げましたけれども、潤沢であれば、ただでどんどんお使いくださいというのが一番ベターだと思いますけれども、そういったわけにもいかないというふうなことでの改定というふうなことで、ますます利用者の増を図るべく、いろいろな、例えば行事といいますか、事業といいますか、そういったことを、できるだけ多くの方々が参加できるような事業をより多く取り入れていって、そこの中でいろいろな参加を、利用者をふやしていくというようなことを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

できるならば多くの方々に使っていただきたいのだが、お金の問題があるのではという話ですね。

それで、お金のことでちょっとお聞きしたいのですが、その料金を上げることによって、利用者が減るのではないかと。いろいろな方から指摘がありました。私もそれを心配するのです。その 1.2 倍に料金を上げたから、では 1.2 倍の料金収入になるのかと、それは私は疑問です。しかも、皆さん方は、コスト計算をやって、コスト丸々取ろうということなわけでしょう。非常に私は疑問です。

水道とわけが違うのですよ。水道は、タンクから自分の家まで、多賀城市の水道部が引いた管しかありませんから、安い水を飲みたいと思っても、多賀城の水を飲むほかないのです。お金を払わなかったりすると、元栓を閉められますから。ですから、これはもう上げられても何しても、水はもう多賀城の水を飲むほかないのです。

ですけれども、こういうスポーツ施設などは違ってくるのですよ。私は、ですから、その料金を上げて、客離れを起こして、総額で全体の料金収入が割れる場合もあるだろうというふうに思っているのです。もし全体としても料金収入が減るような事態になったら、一体どなたが責任をとるのかということなのですが、それはいかがですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

料金が減った分はだれが責任をとるのかというふうなことですけれども、こういったことは、減らないようにするために、いろいろな事業を展開していくというふうなことでございます。

御承知のとおり、このたびのこの計算で、前回の説明会のときにお渡しした資料の中に、どのくらい増になるというふうな数字も出してございますけれども、おっしゃるとおり、

このまま丸々ふえるのかどうかというふうなことについては、若干危惧するところはありませんけれども、今現在、例えば体育館であれば、個人利用にする場合については、現在のところ 100 円で午前中いっぱい、いろいろなことをして過ごせるといいますか、そういったことでもあります。

そういった中での料金改定というふうなことでもございまして、これら、お認めいただいて、平成 20 年度やってみた結果においては、またいろいろな方策を、利用者をふやす方策を考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

その指定管理者との関係で言うと、これは上限を決める条例ですね。ですから、指定管理者の方がいろいろ努力をして、現行料金を据え置くということもそれはあり得ることだと思っております。

ただ、役所の方では、これはいわゆる精算基準だというふうにみなしていいのですか。要するに、指定管理者の方で料金を据え置いた。それは指定管理者が勝手にやったことだから、この上限で料金をもらったものとしてみなして、その分が指定管理者の方に収入になるので、その残額を市の方で負担すればいいというふうなことになるのかと。具体的な話。

それから、もう一つは、多分、この料金改定をやって、料金収入がふえるとみなして予算措置がなされるのだと思うのです。実際に料金収入は総額でそんなに上がらなかった場合に、その指定管理者の方は大変、財政運営上、窮地といいますか、大変な状態になるわけですね。そういう場合に、市と指定管理者の間ではどういう精算がなされるのかという問題なのですけれども、その 2 点についてお答えください。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

まず、第 1 点目につきましては、条例にありますように、上限というふうなことでもございますので、おっしゃるとおり、その私どもの方の、願います、委託する立場からすれば、料金を上限の、今回、市の方で改定したものを差し引くといえますか、引いた中で、収入とみなすというふうなことでもございます。

それで、例えば 1 年間やってみて、そのこちらで算定した部分で大きな乖離が出てきたというふうなことについては、それはそれでまた別な面で考えていかざるを得ないというふうには思っております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

最初のものは、精算基準としても考えるということですね。つまり自主的に据え置いた場合には、もらったとみなしてやるのだと。それはそれで私はいいいと思うのです。

実際に見込んだぐらい総額で料金収入が指定管理者の方に入らなかった場合、それは指定管理者との間で何か話し合いを持つとか、そういうことはないのですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

その辺は、そういうふうになった場合には、当然、話し合いは持たれるというふうに思います。

○議長（阿部五一）

もういいですか。（「いいです」の声あり）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

1 点ちょっと確認しておきたいことがございます。個人で体育施設を利用するときの児童・生徒なのですけれども、やはり、いわゆる若年のときにスポーツに親しむとなると、生涯的にやはり健康の維持のためなどで、スポーツに早目に親しんだ方が、やはりよりよい生涯が送れるのではないのかと私は考えるのです。

そこで、この児童・生徒まで値上げしたという、これに対しての議論というか、据え置くというような考え方はなかったのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

一般の部分と、それからいわゆる児童・生徒の部分というふうなことでございますが、これにつきましては、そういった議論はないことはありませんでした。事務的にもございましたけれども、これは万やむを得ずというようなことでの改定というふうに至った次第でございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

いや、万やむを得ずというのですけれども、例えば、どうしても値上げをしなければ、数字的にどうしても困るのだとかという、そういう根拠はなかったのですか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

これについては、上げなければどうしてもだめだったのかというふうなことでございますけれども、そういったことではございませんで、全体的に、先ほど来申し上げておりますけれども、これだけ据え置くというふうなことではなくて、全体的に改定をしていくというふうな方針で進もうというふうなことでの改定に至った次第でございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

もうそう決めて、条例案が出されているのですから、この辺にとどめておこうかとも思ったのですけれども、やはり、今後、所得とか収入のある大人ならいざ知らず、所得がないのですよ、お子さんたちは。その方たちの利用料金まで値上げするというのは、私からすればちょっと納得いきませんね。私はそう思います。

今後こういう料金改定とかコスト計算のときがありますけれども、いわゆる大人料金とそれから児童・生徒料金というのは別立てになっている場合は、やはり収入のない方の値上げというのはいかがなものか。この辺は、今後もしこういうことがあった場合には、よくよくお考えになってやっていただきたいと、一応要望しておきます。

○議長（阿部五一）

ほかにはないですか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

議案第 77 号 多賀城市体育施設条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。

説明会で、今の議会でも随分議論になりました。国政の反映だということになったわけですが、いかなる状況においても、この社会状況、経済状況の中で、1.2 倍という根拠の説明にはなりません。乖離率を追求していくことが、そもそも私どもは違和感を覚えております。どんな施設でも、受益者と負担の公平を持ち込み、機械的、事務的にランニングコストの計算をもとにして引き上げる方法に、大きな問題があるのではないかと考えます。子供から高齢者まで、健康づくり、あるいはそれを通して仲間づくり、あるいは学習、体づくりの一環として利用している今の人たちに与える影響は大きなものがあると思います。収入と経費の関係だけで判断していくことは短絡的であると考えます。

利用料が高くなって、せっかくふえた人たちが減っていくこと、このことで困るのは、何よりも施設そのものではないでしょうか。しかも、利用料がネックで、現状利用している

人が利用できなくなったという声 came きたときに、どのように答えるのか、本当に心が痛みます。

そういうところで、この件についてぜひ反対したいというふうに思うのですが、意見を述べて終わりにいたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

議案第 77 号 多賀城市体育施設条例の一部を改正する条例についての賛成の討論をいたします。

体育施設の利用につきましては、総合体育館、市民プール、また市民テニスコートにつきましても、それぞれの開館以来、消費税導入関係などで一部の見直しはあったようですが、個人利用料の引き上げは行わないで今日に至っていることは、御案内のとおりであります。

さらに、行政改革の一環として、平成 17 年 9 月に示された「公の施設の使用料の適正化についての提言」による見直しにおいても、当時は、指定管理者制度導入による管理委託に移行したばかりで、負担根拠の実績などを見ていない中での改正、改定を行うことは、市民の誤解を招くこととして、社会教育施設等と同時期での実施は行わずに今日に至るところであります。

このたび、平成 17 年度からの指定管理者による管理運営も 3 年間の節目を迎え、その実績から、市直営時代と比較して、経費削減や利用者数、各種スポーツ教室開催の増加等、市民サービス向上への取り組みは大いに評価できるものと思っております。

私も、体育協会の一員であり、当体育施設の利用者として、市直営時代からの変遷を見てまいりましたが、多種多様な事業の展開や利用者の増加、また、ソフトな窓口対応の改善などを実感しているところであり、他の利用者の方々も同じ思いでおるのではないかと考えております。

今回、総合体育館の乖離率 3.8 倍、市民プールが 3.1 倍、市民テニスコートについては 1.3 倍となっているものを、上限として 1.2 倍にとどめて引き上げを行うことは、今後の施設の継続性、また、市民の受益と負担の公平性を図る観点からも、真にやむを得ないものと考えております。

一方、今後さらに市民サービスの向上を図るためには、開館時間と休館時間等の変更を、利用者のニーズに応じて、指定管理者の考えで可能にできることもあわせて示されており、長期的に見ても、まさに時代の趨勢を見きわめた内容であると考えことから、議案第 77 号に賛意を示し、賛成討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

議案第 77 号の多賀城市体育施設条例の一部改正に対する条例に対し、反対の討論をしたいと思っております。

今、賛成討論でありましたように、行革の名のもとにおいて、1.2倍という数字を根拠なしに使い、その根拠を尋ねるとすれば、乖離率を問題の提起としてとらえて、私に説明をしまいでました。

議論を突き詰めていきますと、公の施設は、少なくとも市民の福祉の向上、文化の向上、スポーツ振興という目的があったはずであります。開館以来、個人の使用料を値上げしないで今日までこられたのはどういう原因だったのかということも究明しなければいけないということで、御質問させていただきました。

こういうような施設利用の料金値上げをせざるを得ない地方財政の構成をつくってきたのがどこにあるのか、この辺を厳格に追求しておかなければ、私はいけないと思うのです。地方の格差の問題が騒がれている今日、少なくともこういうようなところまでしわ寄せをよこすような国の財政、いわば交付税の一方的な削減というものが、こういうものに響いてきているのではないかというふうに感じてなりません。

そういう意味におきまして、国の地方財政の考え方を、こういう点からも、地方の立場から国に物を申し上げ、施設の建設に対する補助金と、いわば促進を図ってきた国の責任ということを明らかにしていくことも大事ではないかと私は思います。

ただ、何でも安ければいい、ただであればいいというものではございません。少なくとも質疑の中で申し上げましたように、光熱燃料費等の、利用者が直接かかわるものについては、ある一定の負担を求めることは大事だと思いますけれども、今条例の改正の資料を見れば、それと当てはめた場合に、1.2倍の値上げの根拠には相なっていないというふうに私は思いました。

これからの体育施設の利用拡大も含めて考えるとすれば、こういう経済情勢の中であれば、少なくとも予定どおりの利用者があるとすれば、約700万円の市に対する貢献があるようでございますけれども、私はそれほどの貢献はないだろうというふうに見るとすれば、このまま料金を据え置きをしながら、それぞれの部署の努力によって、利用者の拡大、教室の拡大等々を図りながら、利用者の増大による収入の増を求めていくことが、今日において得策ではないかというふうに思うものであります。

どうか、そういうものの意見について、十分今後も耳を傾けていただきながら、改正をしていただきたいと思いますけれども、そういう意味合いにおきまして、今改正について反対するものであります。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

議案第77号に賛成の討論を行います。

平成12年の第4次行政改革大綱に基づいて、今後の行政改革を推進してきたわけでございます。平成17年から、NPO法人多賀城市民スポーツクラブに体育施設を指定管理者にした、その一環として行ってきたわけでございます。

先ほど説明がありましたように、経費の面においても、利用者の増加においても、あるいは教室の増加においても、かなりの削減あるいは増加が見込まれて、成果が出ております。この件につきましては、まず、市の取り組みと、それからスポーツクラブの皆様方に評価をいたすところでございます。

一方、公の施設の使用料の問題でございますが、考え方として二つあると思います。

まず、一つ目は、使用する方と使用しない方の公平性の問題であります。例えば、文化センターにしても、あるいは体育館施設にしても、すべて市民の血税で建てられております。また、何か改修をする際にも、市ですべて改修をして、これまで市民に提供をしてきております。地方分権が叫ばれて久しいわけでございますけれども、市民との協働のまちづくりということで、全国の自治体でその道筋をきわめております。

例えば、あるまちでは、道路の整備をするのにも、その材料を地元の皆様に提供して、一緒に道路を整備するとか、さまざまな角度で市民との協働のまちづくりを展開しております。

例えば、体育施設の中で、使用する人、しない人がございますけれども、その建てたもの、あるいは税金ですべて賄われている、今までの時代はそういうことでもよかったかもしれません。しかしながら、時の流れを見きわめていきますと、どうしても市民でやるべきこと、行政でやるべきこと、また、負担を求める場合には、どの程度の負担を求めるか、これは議論されてしかるべきでございます。そういう意味で、この使用料の改定には了とするものであります。

2点目は、文化センターなどの平成17年に改定した1.2倍のその使用料の値上げがございました。多賀城市内の公の施設の使用料という整合性を図るためには、やはり今回はやむを得ないとこのように思います。

多賀城市ではスポーツ振興を推進しております。もちろんこういった施設を使用する場合、使用料が安いことにはこしたことはございません。使用者もふえるかもしれません。

しかしながら、ただいま申し上げましたように、今後のまちづくりのためには、市民と協働でやっていくというその趣旨を考えていくなれば、ある程度の市民の御理解はいただけるものと思います。

また、こういう使用料の問題だけではなく、例えばテニスコートの整備を初め野球場のグラウンドの整備、そういったもので、多賀城市のスポーツ振興も大いに図っているわけでございます。そういうものを総合的に市は推進をしているということも、理解をしていかなければならないとこのように思います。

そういう意味で、総合的に判断しまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

議案第77号に反対の討論をさせていただきたいと思っております。

私は、いろいろ議論、そして説明等々を聞いておまして、成人といいましょうか、大人の方の値上げに関しては、万やむを得ないという立場をとっておりました。そういう考えでございました。

しかしながら、やはり児童・生徒まで値上げをするというその根拠はと言いましたら、「万やむを得ない」というそういう回答では、やはりこれはちょっと私としては賛成しがたいと。

先ほど要望でも言いましたので、二度同じことを言うつもりはございません。しかしながら、やはり児童・生徒という収入のない方の、その方の個人利用に関しても値上げをしたという今回のこの値上げのやり方は、私、個人的に納得いかないので、これを一言つけ加えさせていただいて、反対の討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 77 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 78 号 多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例について

○議長（阿部五一）

日程第 10、議案第 78 号 多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 78 号 多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例についてであります。これは去る 11 月 13 日の説明会において、議員各位に説明申し上げましたが、犯罪の防止に配慮したまちづくりを推進するため、当該まちづくりに関する取り組み等についての基本理念、市民、事業者、市等の行動規範等を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

それでは、29 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例の制定につきましては、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおりでございますが、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを、市民を初め関係団体と協働して取り組むための基本理念や行動計画を定めたものでございます。

この条例の策定に当たっては、防犯団体の関係者、事業者及び学校関係者等々を策定委員といたしまして、条例の素案について策定、あるいは施策の推進の方針の整理を行ったものでございます。

また、過日の説明会において、議員の皆様からいただきました御意見等につきましては、今後作成いたします防犯まちづくり基本計画に反映させていくものや、今後条例等を作成するときの参考にしなければならないものが、多々あったかと思っております。

それでは、初めに、条例の名称についてでございますが、市民の皆さんが日々の暮らしに安全と安心を感じ、幸せに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会を実現することを象徴的なものとするために、多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例とするものでございます。

次に、前文について御説明申し上げます。

この前文を定めたというのも、この条例の特色かなと思っております。

多賀城市では、環境基本条例、こちらでも前文を設けておりますけれども、これで二つ目の条例になるかと思えます。

前文でございます。朗読させていただきます。

「日々の暮らしに安全と安心を感じ、幸せに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会を実現することは、わたしたちみんなの願いである。

わたしたちのまち多賀城は、かつて、「遠の朝廷」と呼ばれる陸奥の国府が置かれた由緒ある歴史のまちであるとともに、その美しい風土から、歌枕の地として多くの都人にとって憧れの地であった。わたしたちは、このまちに誇りを持ち、愛着を感じ、お互いに支え合う心を大切にしながら、地域社会を育んできた。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化に伴い、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著となってきた。このような中、犯罪の質や形態も変化していることから、わたしたちの暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能を充実し、強化することが重要な課題となってきている。

犯罪のない安全と安心を感じられる地域社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合いながら、地域社会の中で主体的に考え、市や事業者との協働により行動していく不断の取組が何よりも重要である。

ここに、わたしたちは、それぞれの責務を果たしながら、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを強く決意し、この条例を制定する」というものでございます。

第1条、目的でございますが、「この条例は、犯罪の防止に配慮したまちづくり（以下「防犯まちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、その施策の計画的かつ効果的な推進に必要な事項を定めることにより、市民が安全と安心を感じて暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする」ものでございます。

第2条は、定義でございます。「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」というものです。

第1号は、市民とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する者を市民として位置づけるものでございます。

第2号の、事業者は、市内で商業、工業その他の事業を営むものを指します。

第3号でございますが、土地所有者等でございます。市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理するものを指します。

第3条は、基本理念でございます。「防犯まちづくりは、市、市民及び事業者の協働により、安全と安心を感じ、幸せに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会を実現することを基本理念として推進しなければならない」ということです。

第2項でございますが、「防犯まちづくりは、人権その他の権利を侵害しないように行わなければならない」ということを、人権の侵害をしてはならないということをごとうたっております。

第4条からは、それぞれ責務をうたっております。

まず最初に、第4条でございますが、市の責務でございます。「市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない」

第2項は、「市は、防犯まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、関係行政機関と連携して行うものとする」、関係行政機関というのは、一般的には警察署とか消防署、そういうものを指しております。

市民の責務といたしまして、「市民は、基本理念にのっとり、犯罪に遭わないよう日常生活における自らの安全の確保を図り、互いに協力して地域における防犯活動を実施するよう努めなければならない」。

第2項でございますが、「市民は、日常生活における自らの安全の確保のために、積極的に防犯まちづくりに関する活動等に参加して、必要な知識の習得に努めるものとする」というものでございます。

第6条は、事業者の責務でございます。「事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、安全確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会を捉えて、防犯まちづくりを推進するように努めなければならない」。

第2項でございますが、「事業者は、その従業員の防犯まちづくりに関する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする」、これは研修会とかワークショップへの参加とか、そういうものをうたっております。

4番目の、土地所有者等の責務でございますが、「土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする」というものでございます。

第2項は、「土地所有者等は、市が実施する防犯まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする」、土地の所有者には特に、例えば樹木の伐採とか、あるいは空

き家にしている方がいれば、そういうものの適正な管理、こういうものをやはりやってみようということをごうたってごうたっています。

第8条でございますが、防犯まちづくりの基本計画でございます。「市長は、防犯まちづくりの基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない」、基本計画を定めることをうたってごうたっています。

第2項は、「基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする」ということで、

第1号については、防犯まちづくりに関する基本的な方針。

第2号については、防犯まちづくりの推進のための施策に関する事項。

第3号は、前2号に掲げるもののほか、防犯まちづくりの推進に関し、必要な事項を定めるものでごうたっています。

第3項でございますが、「基本計画を定めるに当たっては、子ども、女性、高齢者等に対する犯罪について特に配慮するとともに、関係行政機関の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない」ということで、ここには、この条例に当たっても設置しました防犯アドバイザーということで、それなりの関係機関の方にアドバイスをいただきたいと思っております。

第4項でございますが、「市長は、基本計画を定めたときは、速やかに議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」ということをうたってごうたっています。

第5項でございますが、「前2項の規定は、基本計画の変更についても準用する」ということでごうたっています。

最後の、第9条でございますが、推進体制の整備ということで、「市は、防犯まちづくりを推進するため、必要な体制を整備するものとする」ということで、この必要な体制でどういうことをするのかということでございますが、これは防犯推進関係諸団体が、相互にやはり情報の共有を図るというのが大事だと思っております。効率的で効果的な防犯活動を展開していくことができる環境を構築するために、こういう体制をつくっていききたいと思っております。

附則でございますが、「この条例は、平成20年4月1日から施行する」というものでごうたっています。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。7番雨森修一議員。

○7番（雨森修一議員）

前にもちょっとお考えを聞いたりしておったのですが、毎回申し上げますけれども、全国の自治体で、今、6万あるいは5万以上の市町村で、警察署もないとか、駅を中心とした、駅前が顔ですか、まちづくりという中で駅前交番、あるいはまた駅前幹部交番を所有していない自治体が、全国にどれぐらいあるのか。これは、私、もう10年ぐらい前ですか、県警のある警視が、個人的に3カ月ぐらいもかけて、私のために調査してくれました。残念ながら、資料を皆焼却してしまって、今手元にないのです。その方が今どこにいらっしゃ

るのか、探してみたいと思うのですが、現物は持っておられると思います。個人的に3カ月間かけて、警察庁にもないということで、ファクスで送ってくれたのですが、もうほとんど全国にない、今、宮城県下には、御存じのように、名取ですか、ございます。名取の方でも、現場では今欲しいということが言われているのですけれども、岩沼市もその一本の道路でつながっているからということだったのですが、やはり現場で、名取でもやはり欲しいというような運動も、声も出ているようでございますけれども、そういったことを踏まえながら、関係機関、やはり今度新しい市長になられまして、元市長（2文字削除）○さんのおときに、ちょっと先ほども資料をちょっとお聞きしたのですが、平成5年9月17日、八幡地区の11名の議員を含める方々、区長さんも入っておられますが、907名の署名をもってされたのです。署名運動を起こされました。

それから、前市長ですが、平成14年8月、これは駅前中心の八区の行政区で、子供会とか等々皆入りまして、1,999名という署名運動、そして県警本部長、あるいはまた（2文字削除）○○知事、所轄の署長等と、この際には、今、市長をしておられる菊地前県議も御同行いただいて、陳情していただいたかに聞いております。

そのようなことで、とにかくそういった活動を今までやってきたのですが、残念ながらまだ具体的な話は出ておりません。

やはり、市民の力とか団体の力、これも大事なのですが、あくまでもこれは目配り、気配りという段階であって、実際その犯罪を生んでいることは、やはり現場の責任である警察とか、あるいはまた形変わった消防署というような形になると思うのです。

ですから、ぜひ市長、行政側をお願いしたいことは、全世帯でもって、県の方に、関係機関に、必要なのだということを訴えていただきたい。市民団体、そしてまた皆が力を合わせて、防犯まちづくり、これは結構でございます。しかし、やはりそういった関係機関の現場の人たちのしっかりとしたそういう、ないもの、当然あるべきものが多賀城にないわけなのです。昭和30年から、そういった駅周辺の交番がなくなってしまいました。昭和30年までであったのです。それを今現在のところに移転してしまったのです。もう既に50年以上たっているわけですが、（「質問をしたいことは何でしょうか」の声あり）ですから、あくまでもそういった現場に、多賀城に交番を、署名活動をしていただけるかどうか。そういったものをお尋ねしたいと思います。踏まえて署名ですね、運動。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

これは、条例を制定するしないにかかわらず、これは多賀城市の悲願として、駅前に幹部交番を置こうということで、ずうっと市長を初め議長にもおいでいただいて、知事の方に陳情したり何なりというのは、これはずうっとやってきたというのは雨森議員も十分承知していることだと思いますし、これは手を緩めることなく、やはり進めていかなければならないということだと思っております。

署名につきましては、今すぐに全世帯にして署名するかどうかというようなことは、いろいろ検討させていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

7番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

ありがとうございます。

それで、今すぐ云々ということは、やはりそういうことを踏まえて、とにかく犯罪がありますと、市民が、結局、お年寄りでも子供でもそうですが、弱者は非常に危険な場合があるわけです。ですから、条例化するのも結構なのですが、やはり中身の問題で、しっかりと取り組んでいくということが問われると思います。やはり「仏つくって眼入れず」ということでは困るわけございまして、とにかく安心・安全なまちと、それを目標にして、この多賀城もやっていただきたいと、これは切にお願いしておきます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

安全・安心は、行政だけがやっても絶対だめなわけございまして、この条例はあくまでも市民、事業者、土地の所有者、みんなで一体となってやはりやろうと、この気持ちが大事なわけございまして、どうぞ御協力をお願いします。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

この条例は非常にいい条例だなと思っております。ただ、具体的に、ちょっと文言のところで、もし説明ができるのであればということで、質問させていただきます。

市民の責務、それから事業者の責務の中で、第2項に、「必要な知識」、市民の場合の「必要な知識」、それから事業者の責務の場合に、「必要な知識」とあるのですが、具体的にはどういうところを指すのでしょうか。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

ここで言う、その「市民の知識の習得」というような文言が出ておりますけれども、これは犯罪の傾向であるとか、その傾向に対する対策であるとか、そういったその時期、その年、時代に合った、そういったことを習得するというようなことであります。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

私は、その点は確かだと思っておりますけれども、私は個人的に防犯対策としての護身術などはどうなのだろうかということが一つあるのです。

それから、32 ページの、やはり上の方の、第3号の中に、「必要な事項」とあります。これは具体的にはどういうことなのでしょう。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

これにつきましては、先般の説明会でも御説明を申し上げたかと思いますが、基本計画体系のイメージ、図式で御説明いたしましたけれども、この推進体制で、私どもで今、構想として持っておりますのは、まず一つは、仮称の、市、市民、事業者三者協働で、まちづくり推進会議なるものを設置いたしまして、これらの基本計画を策定するといったような、そういった推進体制、それらの中でこれから検討を加えて、対処していきたいとこのように思っております。

○議長（阿部五一）

16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

このまちづくり条例は、大変、非常に意義があるこのように思います。

それはなぜかという、以前報道されましたように、ワースト2位だったこの多賀城市の犯罪件数、率というものが、半年後に、当局、特に交通防災課、そして関係機関の皆様の御努力によって、6位まで改善したと、こういうことでございまして、それに拍車をかけるように、タイムリーにこの条例を制定するということは、大変意義があるこのように思います。

そこで、大変意義のある条例だけに、実効性のあるものにしなければいけないこのように思います。条例の中に、市の責務、そして市民の責務、そして事業者の責務というのが明確にされておりますけれども、市民の皆様のお一人お一人まで、徹底的に周知徹底をする。そしてまた、事業者1軒1軒、周知徹底をする。そして当局も議会も安全なまちづくりを推進していく、何よりも大事だと思うのです。

その周知徹底方法、PR方法と申しますか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

この条例の中にもありますけれども、今後、この条例が通れば、基本計画をつくってまいります。その中では、基本計画はあくまでも、先ほどから言っているように、市が主体でつくるのではなくて、住民の方、事業所の方、みんなで話し合いをしながらつくっていきたいと思っています。

その中で、そういう、今根本議員がおっしゃられたようなものが、当然、市民の皆さんからも出てくるものだと思っております。それを尊重しながら、PR等々に十分努めてまいりたいとこのように思っております。

○議長（阿部五一）

17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

この安全・安心まちづくり条例なのですけれども、平成7年に、全国的に青少年の犯罪が急増して、国の方もそれで大分慌てたと。それで、12年になって、国の方が、地方にその安全・安心の条例を制定させるような動きがあったと思います。

それで、平成16年なのですけれども、当時、全国の自治体では、1,400の自治体がこのような条例をもう既に可決というか、制定していたと。その地方自治体は全国的に、町村合併なども行っているわけですが、現在どのぐらいの地方自治体でこの条例を制定されているのか。

そして、また、あと、この条例を議案として提出するのに、みやぎ安全・安心活性化プラン、これともちょっと比較をしてみたのですけれども、多少文言なりの違いがあるのですが、どういった地方自治体を参考にして、今回、議案として提案されたのか。

といいますのは、平成15年ごろ、前の防災課長がかなり意欲的にこの事業に取りかかろうということがあって、そして今日になったものです。ですから改めてお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

ただいまの、全国でのこの安全・安心条例、制定団体は幾つあるのかとの第1点目の御質問についてであります。その辺までは把握しておりませんが、ただし、県内の状況について、資料を取りそろえておりましたので申し上げますと、県内においては、まず宮城県、県がございます。これは議員提案で平成19年、本年4月から施行になりましたけれども、その他市部におきましては7市でございます。それから、この2市3町、塩釜地区2市3町におきましては、お隣の利府町で昨年4月に制定しております。（「7市はどこですか」の声あり）

わかりました。7市申し上げます。仙台市、石巻市、大崎市、気仙沼市、角田市、そして栗原市、東松島市、以上7市でございます。

○議長（阿部五一）

尾口議員、いいですか。17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

本条例を議案として提出するのに、参考自治体はどこかあったのかということに対しては答弁がなかったのですけれども。安全・安心で、市民の笑顔があふれるというか、笑顔を守れるまちをつくるということで、ほかの自治体では、これに防災とか地震も加味したところがあるのですが、今回は災害とかそういったものについては触れていないようなのですけれども、どのような経緯をたどったのかお伺いします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

おっしゃるとおり、安全・安心というと、幅が非常に大きいですね。交通安全から食の安全から、医療の安全から、防犯もいろいろあるものですから、そういうふうにしてつくっているところも確かに、隣の利府町さんあたりがつくっているかと思っておりますけれども、今

回のねらいは、多賀城の特色として、やはり防犯が一番今、ワースト2というのは、何と
いっても、我々は胸にひっかかる部分がございます、これを大きくとらえるよりも、今
回は防犯に特化して条例をつくらうということで、今回つくらせていただきました。

今後はまた、交通安全の部分が必要な場合もあろうかと思えますし、その時期、時期に応
じて、そういうものをつくっていければいいかと思っているところでございます。

参考までに、先ほど7市と言いましたけれども、大崎市は、その防犯と交通安全を一緒に
したようなものをつくっております。あと栗原市も同じように、防犯と、特にこれは暴走
族対策でつくっているところがあるようでございます。そのようなことでございます。

○議長（阿部五一）

17 番尾口好昭議員。

○17 番（尾口好昭議員）

多発する青少年の防犯を意識しての安全・安心条例だというふうな御答弁をいただいたの
ですが、今、全国的に青少年犯罪よりも、今度、ひとり暮らしの老人などのひったくり、
万引きがふえてきているという現実もあるので、単なる、今、短絡的な目先だけの条例制
定にしていくと、おかしくなるのではないかと。

それと、多賀城市が置かれている現状をどのように把握しているのかということでありま
すが、多賀城市は、仙台港の関係で、だんだんと国際化しています。そして外国人の船員
などもまちの中を大分往来している関係にあります。そうすると、これからの多賀城市に
心配なのは、そういった犯罪の国際化と、あと、かつて20年前には、一世を風靡した暴走
族神風グループというのがありました。今、その残党なのかどうかわかりませんが、そ
ういった影響があって、育英の生徒が45号線において、RV車に突っ込まれて亡くな
った事件が全国的に報道されたということもあって、そういった暴力団対策とか
そういったものについては、警察とどのように連携を深めていくのかというのが、大きな
これからの問題になろうかと思うのでありますが、その辺については、今回どのように、
それらを勘案して議案として出そうとしているのかお伺いをいたします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

いろいろ暴走族、あるいは暴力団云々というような話もありましたけれども、今回の条例
策定に当たっては、アドバイザーということで、警察の方などにもいろいろな意見を聞き
ながら、この条例を策定したわけでございます。

そして、これを実効性あるものにするためには、ここで先ほどから言っていますように、
基本計画を今後、来年度からつくっていく、その中でもまだそのような警察あるいは消防
署、あるいは県の方々とか、そういうことと密接に連携をしながら、もちろん住民の意見
を十分聞きながら、そういうことも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

17 番尾口好昭議員。

○17 番（尾口好昭議員）

今回の条例文を読んでいきますと、市民との協働で安全・安心のまちづくりを進めていくのだというような内容に受けとめるわけではありますが、今、多賀城市には45号線とか産業道路等沿いに、いろいろな夜遅くまで営業している店とか大分あります。いわゆる多賀城市も眠らないまち多賀城になりつつあると。

そしてまた、近ごろでは、ネットカフェまでオープンしたということで、そのネットカフェがオープンすることによって、それを取り巻く犯罪というのはどのように危険であるかというようなことも、今、大きな社会問題になりつつあります。

また、住宅街においても、安全で生活ができる、そして笑顔で安心して生活ができるとなると、いろいろな空き巣とか盗難とか、またピッキング問題とか、そういったものが多く考えられてきますが、それについてはどのように当局としては、今回の条例案として提案するのに、内部で検討されているのかお伺いをいたします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

条例をつくるときには、そういう内部では検討しますけれども、これは、先ほどから言っているように、基本理念を示しているわけでございまして、今後、今言われたように、「眠らないまち」というような、ネット犯罪ですか、そういうものなどに関しましては、何回も申し上げましたけれども、基本計画の中で十分にみんなで議論しながら、どうやったらそういう犯罪から免れるのか、どういうPRをしたらいいのか、どう研修をしたらいいのか、そういうものを十分詰めていきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

今、総務部長からそのような御答弁をいただいたのですが、といいますのは、取り組んだところの、また、そういったシンポジウムなどでその大学教授が示した、これに対する条例制定の仕組みなどというものを、正直言って検証しています。

そうしたものから比較すると、何か焦点がなかなか見えてこない、少しあいまいさが見えてきて、果たしてこれでこれを進めていくのはどうなのだろうかという、ちょっと心配があって、それで確認を深めていくために今伺ったわけでもありますので。（「答弁は要りませんか」の声あり）いや、多分いいと思います。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

この条例は、これからの多賀城の防犯の関係に大きな寄与をしていくものだと、条例自身はそうだと思います。

一番問題なのは、条例のひとり歩きではなく、市民が、今あるいろいろな防犯対策でやっている、下校時とか、登校時もやっているあの運動を、どう大きく輪を広げていくのかという視点が大事ではないかというふうに思っております。

天真小学校では、既に鶴ヶ谷地区の区の活動として盛んにやっている。山王小学校を中心としては、下校パトロールというような名のもとでいろいろ進めている。城南、高崎中学校は、親子会、育成会、それから地域の防犯協会、それと交通安全母の会が協働して、そういう活動をしている。八幡小学校でも同じような活動をしている。こういう活動をしている実態を直視しながら、媒体を広げていく。

そして、もう一つ重要なのは、そういう方々に対する保険といいますか、自分たちが安全でそういう活動ができる、援護射撃というものが大事ではないかと私は思っています。

ですから、条例がひとり歩きしないようにと私が言うのは、そういう点をどこまで早急に詰めていくのかというのが、大変重要になってくるのではないのかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

今、竹谷議員がおっしゃるとおり、その基本計画をつくる段階では、そういう方々との意見も十分反映していきたいと思っています。

特に、子供の登下校に関しましては、今でも、例えば市民の方には、登下校時に散歩してもらおうとか、あるいは買い物してもらおうとか、そういうようなPRも今既にやっていますけれども、それをもっともっと拡大していくような方法とか、していきたいと思っています。

特に、今活動している方々と情報を共有化するというのが非常に大事なのかと思っているところもございますので、その辺は、おっしゃられたことを十分に心して、やっていきたいと思っています。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そういうことを十分に配慮してやっていくということですので、状況を見守っていきたいと思いますけれども、今一番、パトロール、私の家も「110番」をやっているのですが、そのとき講習会をやると。何かがあったときは、当事者に直接言わないで、警察にすぐ連絡してくださいという言い方をしておりますね。当事者に直接言うと、何か起きるかもわからないから、そう言いなさいというような講習をしているところの場面に私も遭遇したときがありますけれども、ですから、そういうことを基本としていくのであれば、先ほど雨森議員がおっしゃったように、そういう司直の体制の強化というものをきちんと並行して行っていないと、市民協働、協働と言いながらも、問題が発生してくるという、現実的なものについても言及をしていただき、先ほど総務部長は、「今までもやっているのだ」というのではなく、この条例を制定するに当たって、そういう方々の被害をこうむらないように、その体制をつくっていくということも、ある意味では大事ではないかというふうに思いますが、そういう視点ではいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

今おっしゃられたことは、非常に大事なことだと思ってございますので、それは十分に考えていきたいと思っています。

○議長（阿部五一）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

冒頭に説明ありましたが、前文が明示されておいて、私も何回かこの前文については関心を持って目を通して見ました。

特に、安全という言葉と安心という言葉について、大変吟味された使い方をしているなというふうにとめました。感心をしました。

ここに明記されているとおり、「日々の暮らしに安全と安心を管理」ということで、安全という言葉と安心という言葉の概念をきちんと押さえた表現として用いているなというふうにも受けとめました。

中ほどにも、「わたしたちの暮らしの安全と安心を確保する」と、そういう表現に使っていますし、また、「犯罪のない安全と安心を感じられる地域社会を実現する」とも表現されました。

そして、「犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進する」と、非常に前文としても整った、いわゆる防犯条例にふさわしい表記をされたなというふうにとめました。

相当内部で精査した議論を積み重ねて、取りまとめられたのだろうというふうにとめておりますので、その辺の内容について、特段開陳することがあれば、御紹介を賜ります。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

今回、前文も設けたというのは、最初は前文はなかったのですが、市民と協働で、とにかくこういう安全・安心を確立していくのだという思いを、どうしてもこの前文の中にうたいたいというのが主眼でございました。

この理念を達成するために、条例でいろいろやりましたし、うたっていますけれども、今後もまた基本計画もつくりましますけれども、この理念を達成するために、何とかみんなで力を合わせてやっていきたいと、この思いを前文にちょっと入れさせていただいたということでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 78 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は 35 分です。

午後 2 時 23 分 休憩

午後 2 時 35 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

日程第 11 議案第 79 号 塩釜地区環境組合の共同処理する事務の変更及びそれに伴う規約の変更について

○議長（阿部五一）

日程第 11、議案第 79 号 塩釜地区環境組合の共同処理する事務の変更及びそれに伴う規約の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 79 号 塩釜地区環境組合の共同処理する事務の変更及びそれに伴う規約の変更についてであります。これは去る 11 月 13 日の説明会において、議員各位に説明申し上げましたが、塩釜地区環境組合の共同処理する事務に火葬場の設置及び管理運営に関する事務を追加し、それに伴う同組合の規約を変更することについて、地方自治法第 286 条第 1 項

の規定による協議を行うため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（菊池三雄）

34 ページをお開き願ひます。

塩釜地区環境組合の規約の一部を変更する規約でございますが、これは市長の提案理由にもありまして、塩竈斎場の運営形態を現在の塩竈市の単独施設の共同利用から、広域化を図るものとしまして、地方自治法に基づく一部事務組合へ移行と、移管先としまして塩釜地区環境組合とすることが、塩釜地区広域行政連絡協議会の構成市町の長の間で確認されまして、それに伴いまして塩釜地区環境組合規則の一部を変更するものでございます。

恐れ入りますけれども、資料 2 の 22 ページをお開き願ひます。

塩釜地区環境組合規約の一部を変更する新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

まず、組合の共同処理する事務、第 3 条でございますが、「この組合は、次に掲げる事務を共同処理する」といたしまして、第 1 号「し尿処理施設の建設及び管理運営に関すること」。

第 2 号「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 10 条の規定による火葬場の設置及び管理運営に関すること」と改めるものでございます。

次に、別表第 15 条関係でございますが、「組合の経費負担の方法」を、1、「第 3 条第 1 号に係る経費」に改めまして、次に、2 項の項目を加えるものでございます。

2、第 3 条第 2 号に係る経費

①投資的経費「地方交付税法第 11 条の規定に基づく基準財政需要額の算定において、組合の火葬場に係る事業費補正の適用を受けた市町が、その増加額に相当する額を負担し、なお不足する額を組合市町が、次に掲げる割合によって負担する」としまして、区分、割合として、「当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日における住民基本台帳人口に対する割合 50%、組合市町が均等に負担する割合 50%」としまして、

②その他の経費「地方交付税法第 11 条の規定に基づく基準財政需要額の算定において、組合の火葬場の建設費に充てた地方債の元利償還金に係る事業費補正の適用を受けた市町が、その増加額に相当する額を負担し、なお不足する額を組合市町が、次に掲げる割合によって負担する」としまして、区分、割合は、「当該年度の初日の属する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までにおける火葬場の利用実績（死体の火葬件数）に対する割合 100%」とするものでございます。

なお、この投資的経費、それからその他の経費の負担割合は、今まで塩竈市と取り交わしておりました塩竈火葬場改築に関する協定書並びに塩竈斎場運営に関する覚書の負担割合と変わらないものとなっております。

恐れ入りますが、資料 1 の 35 ページにお戻り願います。

附則でございますが、「この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する」というものになっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

組合議員なので、ちょっとだけ確認しておきたいと思います。勝手に組合で発言しても、「何だ」と言われるといけませんので。

一つは、なぜこれ、管理者同士というか、事務方でお話し合いしたのに、多分火葬場の移転だけを目標にして、火葬場というものにやったと思うのですけれども、私はやはりこの第 10 条の規定によって、墓地もあるわけですね。ですから、やはりどうせ共同でやるなら、墓地まで含めた事業をやっていこうというお話し合いが、されるべきであったのではないかというふうに思っているのですが、そういうお話し合いがあったのでしょうか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（菊池三雄）

次長の方から答弁させます。

○議長（阿部五一）

市民経済部次長。

○市民経済部次長(兼)生活環境課長（福岡 新）

申しわけございませんけれども、斎場の件だけを優先しまして、墓地の話は出ませんでした。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

実は、総務経済常任委員会で各務原市に行って、火葬場の視察をしてまいりました。そのときに、コンサートをやれるぐらいのすばらしい火葬場と、その周りが墓地公園になっておったのです。

ああいうのを見ると、やはり火葬場と墓地というのは、一体感で進めていくことが、これからの行政上の能率から言ったらいいのではないのかと。各、個々の行政で墓地をやるよりも、こういう広域行政でそういうこともやっていくというのが、時の流れではないのかというふうに見てきたのですけれども、いかがでしょうか、市長、副管理者でもありますので、ちょっと組合でその辺を今後検討したらどうだということで、御意見を申し上げよ

うかと思っておりましたので、その辺は、きょう多賀城の議会ですので、その答弁を聞きながら、議会までに検討してみたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

これの端を発したのが、竹谷議員おっしゃるように、塩竈の火葬場が袖野田地区にあるということで、20年にはどうか方向性を示さなければいけないという、そういう局面に立たされたということに端を発しているわけでございます。

今度、来年早々ぐらいに、2市3町の首長さん方で、では、次の展開としてどういうふうな火葬場がいいのかと。これはまだまだあと10年ぐらいはあの火葬場は使えるかというふうに思いますけれども、それも含めながら、これを決めるときに、2市3町の首長さん方で、できればどの辺がいいのかと、場所の選定まで含めて、いろいろ検討はしておりますけれども、まだその結論には至っていないという現状があります。

ですから、今の塩竈の火葬場のようなものではなくて、もっともっと先端をいくような火葬場のあり方のようなものも模索する必要はあるのではないかとということでございまして、その点では2市3町の首長さん方は一致しておりますので、今、竹谷議員がおっしゃったようなことも含めながら、検討していきたいというふうに思っています。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第80号 指定管理者の指定について

○議長（阿部五一）

日程第 12、議案第 80 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 80 号 指定管理者の指定についてであります。これは、去る 11 月 13 日の説明会において、議員各位に説明申し上げましたが、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間における体育施設及び有料公園施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

教育部長。

○教育部長 (菊池光信)

それでは、議案第 80 号 指定管理者の指定について説明をいたします。

特に資料はございません。提案理由につきましては、ただいま市長が申し上げたとおりでございますが、これまでの経緯等につきまして、説明会とダブる面があるかと思えますけれども、改めて説明をさせていただきます。

本市におきましては、平成 17 年度から総合体育館、市民プール、市民テニスコートの三つの体育施設につきまして、市民協働の理念のもとに設立されました特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブを、指定管理者として管理運営を行ってきたところでありまして、その期間が今年度末で満了となっているものでございます。

このことから、これまでの実績について、指定管理者評価委員会を開催して評価を行うとともに、その評価を踏まえまして、特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブを引き続き指定管理者として選定すべく、指定管理者選定委員会を 11 月 7 日に開催いたしました。

この選定委員会におきましても、これまでの実績はもちろんのこと、今後の事業運営、取り組み姿勢等について、指定管理者候補者としての資質を十分に備えているとの、非常に高い評価をいただいたものでございます。

このようなことから、平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間、9 月の第 3 回定例会でお認めをいただいた多賀城公園野球場と中央公園サッカー場を含め五つの施設を、特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブを指定管理者として、管理運営を行っていくものとするものでございます。

なお、市民スポーツクラブにつきましては、設立が平成 16 年 4 月 1 日、理事長が渡辺 久氏になっているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長 (阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 80 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 81 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算(第 4 号)

日程第 14 議案第 82 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 15 議案第 83 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 16 議案第 84 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算(第 2 号)

○議長(阿部五一)

この際、日程第 13、議案第 81 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算(第 4 号)から、日程第 16、議案第 84 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算(第 2 号)までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。

○市長(菊地健次郎)

議案第 81 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算(第 4 号)は、歳入歳出にそれぞれ 784 万 6,000 円を追加し、総額 176 億 8,953 万 8,000 円とするものであります。

歳出につきましては、職員人件費、議員報酬、児童手当等、下水道事業特別会計繰出金の減額補正、県事業（鉄道高架）負担金、生活保護等に係る返還金及び多賀城・七ヶ浜商工会館建設事業費補助金の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、県事業（鉄道高架）負担金及び新田高崎線道路改築事業費に係る地方債の追加補正を行うのが主なものであります。

また、各種管理業務等委託その他について、債務負担行為の変更を行うものであります。

次に、議案第 82 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、保険事業勘定におきまして、歳入歳出からそれぞれ 102 万 5,000 円を減額し、総額 24 億 178 万 9,000 円とするものであります。

歳出につきましては、地域包括支援センター運営に要する経費の減額補正、認定調査業務委託料の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、介護サービス事業勘定繰入金の減額補正を行うのが主なものであります。

また、包括的支援事業業務委託について、債務負担行為の追加を行うものであります。

介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出からそれぞれ 232 万 7,000 円を減額し、総額 267 万 3,000 円とするものであります。

歳出につきましては、介護予防ケアプラン作成業務委託料及び保険事業勘定繰出金の減額補正を行うものであります。

一方、歳入につきましては、介護予防サービス等計画費収入の減額補正を行うものであります。

続いて、議案第 83 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出からそれぞれ 81 万 1,000 円を減額し、総額 37 億 8,394 万 3,000 円とするものであります。

歳出につきましては、職員人件費の減額補正、仙塩流域下水道建設事業負担金の追加補正、公共下水道建設事業内における業務の組みかえを行うものであります。

一方、歳入につきましては、一般会計繰入金の減額補正、仙塩流域下水道維持管理費負担金返還金の追加補正を行うものであります。

最後に、議案第 84 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収入につきましては、土地売却に伴う固定資産売却益及び有形固定資産売却代金の追加補正を行うものであります。

一方、支出につきましては、職員人件費の減額補正、委託料、修繕費及び土地売却に伴う固定資産売却損の追加補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本案 4 件については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の議員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案４件については、21人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員21人を指名いたします。

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日12月7日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時56分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年12月6日

議長 阿部 五一

署名議員 昌浦 泰己

同 石橋 源一